

平成25年 6月11日開会

平成25年 6月19日閉会

(定例第3回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（6月11日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
一般質問	5
5番 林山 健二議員	5
9番 西本 篤史議員	15
3番 松田 規久夫議員	19
11番 瀬石 公夫議員	22
6番 高川 喜彦議員	26
2番 河内 賀寿議員	32
12番 國永美恵子議員	35
議案第27号	46
議案第28号	46
議案第29号	46
議案第30号	46
議案第31号	46
陳情第2号	48
陳情第3号	48
散 会	48
署 名	49

第2号（6月19日）

議事日程	50
本日の会議に付した事件	50
出席議員	51
欠席議員	51
事務局出席職員職氏名	51
説明のため出席した者の職氏名	51
開　　会	52
会議録署名議員の指名	52
議案第31号の訂正	52
議案第31号	53
議案第27号	54
議案第28号	54
議案第29号	54
議案第30号	54
陳情第3号	54
議案第32号	55
議案第33号	56
閉会中の継続審査	57
議員派遣	57
閉　　会	57
署　　名	58

田布施町告示第16号

平成25年第3回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成25年5月30日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成25年6月11日
2 場 所 田布施町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

清神 清議員	河内 賀寿議員
松田 規久夫議員	木本 睦博議員
林山 健二議員	高川 喜彦議員
畠中 孝議員	石田 修一議員
西本 篤史議員	谷村 善彦議員
瀬石 公夫議員	國永美恵子議員
藤山 巖議員	

○6月19日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成25年6月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 例月出納検査の報告
 報告第3号 継続費の報告について(平成24年度田布施町一般会計予算)
 報告第4号 繰越明許費の報告について(平成24年度田布施町一般会計予算)
 報告第5号 繰越明許費の報告について(平成24年度田布施町下水道事業特別会計
 予算)
 報告第6号 専決処分の報告について(訴えの提起)
 常任委員会の調査報告
日程第4 一般質問
日程第5 議案第27号
 専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
日程第6 議案第28号
 専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
日程第7 議案第29号
 専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第8 議案第30号
 専決処分の承認について(平成25年度田布施町一般会計補正予算(第1号))
日程第9 議案第31号
 平成25年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について
日程第10 陳情第2号
 陳情書 町道助政線の拡幅改良に関する陳情について
日程第11 陳情第3号
 陳情書 にこにこパーク・小行司の屋外トイレ新設について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 例月出納検査の報告
 報告第3号 継続費の報告について(平成24年度田布施町一般会計予算)
 報告第4号 繰越明許費の報告について(平成24年度田布施町一般会計予算)
 報告第5号 繰越明許費の報告について(平成24年度田布施町下水道事業特別会計
 予算)

- 報告第6号 専決処分の報告について(訴えの提起)
常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第27号
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第28号
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第29号
専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 議案第30号
専決処分の承認について(平成25年度田布施町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第9 議案第31号
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第10 陳情第2号
陳情書 町道助政線の拡幅改良に関する陳情について
- 日程第11 陳情第3号
陳情書 にこにこパーク・小行司の屋外トイレ新設について

出席議員(13名)

1番	清神 清議員	2番	河内 賀寿議員
3番	松田規久夫議員	4番	木本 睦博議員
5番	林山 健二議員	6番	高川 喜彦議員
7番	畠中 孝議員	8番	石田 修一議員
9番	西本 篤史議員	10番	谷村 善彦議員
11番	瀬石 公夫議員	12番	國永美恵子議員
13番	藤山 巖議員		

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田 正美君	書記	棟安 泰弘君
		書記	松原 唯行君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	経済課長	落合 祥二君
税務課長	岡本 正君	町民福祉課長	河村 五男君
建設課長	川添 俊樹君	会計室長	大島 克己君
健康保険課長	猪股 勝美君	学校教育課長	水田 貴之君
社会教育課長	岡本 憲一君	収納対策室長	宮尾 秀紀君
建設課技幹	鳥上 清史君	代表監査委員	今井 清弘君

午前9時00分開会
(ベル)

○議長（藤山 巖議員） 平成25年第3回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしておりますこの配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（藤山 巖議員） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、石田修一議員、畠中孝議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（藤山 巖議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は6月19日までの9日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（藤山 巖議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

○監査委員（今井 清弘君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

例月出納検査の報告。谷村議員監査委員と、それぞれの月に実施いたしました例月出納の結果について、御報告申し上げます。

平成25年3月末、4月末及び5月末における一般会計、特別会計、歳入歳出ほか、現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 次に、報告第3号、継続費の報告について（平成24年度田布施町

一般会計予算)から、報告第6号、専決処分の報告について(訴えの提起)までの4件の報告を求めます。長信町長。

○町長(長信 正治君) それでは、4件の報告事項について概要を説明いたします。

まず、報告第3号は、昨年12月及び本年3月の定例会で議決いただきました「平成24年度田布施町一般会計予算」における継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告するものであります。

繰越事業は、繰越計算書及び繰越明細書に掲げておりますように、消防無線デジタル化整備事業で、翌年度繰越額は5,448万2,000円であります。

次に、報告第4号は、本年3月に議決いただきました平成24年度田布施町一般会計予算における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものであります。

繰越事業は、交通安全施設整備事業、漁港海岸保全施設整備事業、町道舗装補修事業、橋梁改修事業、町道友石線道路改良事業、麻郷小学校竣工式開催事業、麻郷小学校周辺整備事業の7件で、繰越総額は1億593万6,000円であります。

なお、繰越事業の詳細、繰越理由と完成時期等につきましては、繰越明細書に掲載しております。

また、繰越概要を記載しましたが、函面を本日、資料として配付しておりますので、参考にしてください。

同じく、報告第5号は、本年3月に議決いただきました平成24年度田布施町下水道事業特別会計予算における繰越明許費について、繰越計算書により報告するものであります。

詳細については、繰越計算書及び繰越明細書に掲げておりますように、中央雨水幹線整備事業の1件で、11万8,000円であります。

なお、繰越概要は文筆及び相続の登記委託料であり、既に4月25日に終了しておりますので、参考資料は省略しております。

次に、報告第6号は、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項第3号に基づき専決処分した、訴訟の提起についての御報告するものであります。

内容につきましては、波野団地南住宅棟612号の居住者に対し、町営住宅の明け渡し及び家賃等の支払いを求める訴訟の提起でございます。

なお、今後の予定として、平成25年6月17日に山口地方裁判所岩国支部において第1回の口頭弁論が行われることとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長(藤山 巖議員) 次に、議長から報告いたします。

常任委員会における調査の報告は1件で、お手元に配付した文書のとおりであります。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長(藤山 巖議員) 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。林山健二議員。

○議員(5番 林山 健二議員) 私は、2問お尋ねをいたします。

1問目は、町長と教育長。で、1問1答でお願いいたします。

それでは始めます。今、現在、町内の各所で電柱等に標高表示がされております。これは、私たちが早くやって、早くやってくれとお願いしたんですが、この3月にやっとできまして、早いとは言いませんが一応できたんで、ありがとうございます。お世話になりました。

本町では、東南海地震のとき、最高で4mの津波と報道されています。では、住民は何mの場所へ避難すれば安全かを発表し、自主防災に役立ててもらおうべきと思っております。

また、現在の避難場所が適正な場所でしょうか。見直しが必要と考えていますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

麻郷自主防災が麻郷住民にアンケート調査をし、結果を発表しております。この中で、地震・津波の避難場所は各自治会で検討してもらおうとあります。

検討してもらおうときに、最低何m以上の場所に避難してくださいよと町も基本を示すべきだと思います。住民の命にかかわる大事なことです。東南海地震でマグニチュード8からマグニチュード9クラスが30年以内に60%から70%の確率と、5月24日、専門家による地震調査委員会が発表しています。

許されない想定外、日向灘に面して6m近い津波が想定される大分県臼杵市では、約50分後に1mの津波が到着するとされているため、15分以内に10mの高台へ避難完了を目標にして避難訓練を実施し、想定外は許されぬ、1人1人が訓練を重ね、体で覚えていくしかないと報道されています。

本町の避難訓練はどうなっていますか。

学校、幼稚園、保育園、各自治会、今までの町の答弁では自主防災だと。自主防災が今から確立されるからとか、とにかく自主防災、自主防災の繰り返しで、本気で取り組まれているようには思えません。よそがやっているからということではないのですが、安全な町をつくるためにはぜひ必要と思いますが、避難訓練の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

まず、津波のとき、住民はどこへ、何mの場所へ避難すれば安全なのかとの質問であります。

国の南海トラフ巨大地震モデル検討会の1次報告で、田布施町での最大の津波高は3.6mとの発表を受け、町では、関係自治会等との協議の中で、津波発生時の気候等の影響も考慮し、警戒ラインを6mとし、平成24年4月、津波対策の資料として、町内の地盤高10m未満の地域の表示と、津波に対する警戒が必要と考えられる地盤高6m未満のエリアを色分けしたマップを作成し、各自治体や公共施設などに配布し、注意を喚起しております。

その後、平成24年8月に、国の南海トラフの巨大地震モデル検討会が津波高・浸水域の第2次報告を発表し、田布施町での最大の津波高は満潮時で4m、最短津波到達時間は1時間32分と発表されました。この第2次報告を受け、現在、山口県で県内の津波の被害想定を検証中であるため、今後、県からの詳細な浸水域や浸水の深さ等が発表され、この6mラインを見直す必要が出てくるときは、見直しを行うこととなります。

いずれにしても、今後、「山口県地域防災計画」に新たに「津波対策編」が作成され、県が策定する「津波避難計画の策定指針」により、町の避難計画を策定することとなります。

次に、津波に対する避難では、まず、津波が到達すると予測される1時間32分の間に安全に、6mを超える地域または避難場所に避難していただくことが優先で、万が一、逃げ遅れた場合は自治会または班単位で一時的に避難できる安全な場所をあらかじめ決め、避難していただき、津波が過ぎ去り安全が確認された後、安全な地域または避難場所に移っていただくこととなります。

今後、町の地域防災計画の「津波対策編」で定めることとなる津波避難場所は、津波避難計画に基づき、防災会議の中で協議をしていただきますが、現在、指定しております避難場所のうち、標高6m以上で耐震性等も考慮して指定していくこととなります。

なお、避難訓練につきましては、昨年度、麻里府地域で行いましたが、今年度は、麻里府地域、麻郷地域、東田布施地域も含めた訓練を行いたく、各地域に訓練への参加協力のお願いをしてるところであります。

次は、教育長にお答えをしていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、避難訓練はどのようになっているかというお尋ねにお答えしたいと思います。

町内の各小中学校は毎年度、「応急対策計画」を策定し、各校の防災組織、組織伝達、参集体制、外部からの情報収集及び外部への情報伝達並びに災害の状況に応じた避難指示、避難誘導及び避難場所を設定し、防災教育、防災訓練、避難訓練を計画的に実施しております。

地震と津波両方に対応した避難訓練の状況について、各学校ごとに御説明を申し上げます。

まず、麻里府小学校は平成24年度に実施し、第2次避難場所、明楽寺まで避難しております。また平成25年度も計画をしております。

麻郷小学校は、平成23年度から毎年度実施し、第2次避難場所、高松八幡宮まで避難しております。平成25年度も既に実施しておりますが、今年度の避難場所は学校の3階を避難場所としております。

東田布施小学校は、麻郷小学校と同様に、平成22年度から毎年実施しており、避難場所は、八和田八幡宮にしております。

田布施西小学校と城南小学校につきましては、校舎の敷地が海拔17m以上であることから、津波に対する避難訓練は行っておりませんが、災害、地震等の防災訓練は毎年実施いたしております。

田布施中学校は、平成24年度までは、火災訓練が中心でしたが、平成25年度は津波に対する避難訓練を計画しております。

避難場所は、田布施農工高等学校として計画をいたしております。

教育委員会といたしましては、今後とも各学校と避難経路、避難場所の安全性等を協議をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 今、避難訓練はやってるよという教育長の答弁だったと思うんですが、幼稚園なんかはどうなんですか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 一応、公立幼稚園は持っておりませんので、直接、我々が指示する立場にはありませんけど、詳細はつかんでおりませんが、やっておられないのではないかなというふうに思います。ちょっとその辺は、よくわかりませんが。いろんな面で、幼保・小中連携はしておりますが、いわゆる教育的な観点でのいろんな協議はしておりますが、こういった面では、まだいたしておりません。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 町立の幼稚園じゃないですね。でも、ここに指導なり何なり、大切な子供たちがいるわけですから、そりゃ、するべきじゃないでしょうかね。まだやってないよと、その程度でいいでしょうかね。教育長、どう思われますか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） なかなか、そういった面でいろんな、いわゆる、いつも批判される縦割りのようなということで思っております。近々、幼保・小中連携会議を行いますので、その際、全部、園長先生いらっしゃいますので、ぜひですね、この点について御提案して詳細をつかんで、またそういった状況をつかんで、対応をまた、できるのであれば、先生方にいろいろ、それぞれの管轄のところで協議していただきながら、早急に進めていただきたいようお願いしたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） じゃ、町長にお尋ねいたします。

さっきからの答弁聞いてますと、どうも県が、県が、県が方針を出すからという話にしか聞こえない。県が町内の住民を守ってくれるわけがないですよ。住民を守るのは、町長、あなたですよ。だからね、県がやらんけ、県がまだ通達を出さんけ、そうじゃなしに、先に、県よりも、県が出さんじゃ、出すまでに、暫定的でもええから、町が先にやりましょういね。

それと、さっき、6 m、町長おっしゃいましたね。ほんで、満潮時で津波の高さが4 m。そうすると、麻郷公民館は7.4 mですかね、大丈夫ということですよ。大雨が降ったときには、あそこは大体、平田川の水が県道を超えて、あそこ自体が大雨のときでも、避難場所には私は適してないと思います。低いんですよ。あの周りみな流水地になる。そのときに津波が来んとは限らんのですよ。いつ来るかわからんのです。静かな水面で、何にもないときにしか津波が来んという保証があればいいですよ。どんな状態のときでも、それに、まあ、耐えるというのではないですが、それ以上の高台に避難していただくと、これが必要なんじゃないですか。想定外、想定外、ね、大体、国やらがいうのは、何かあって、いけんときにゃ、最後にゃ想定外。想定外じゃないんですよ。考えられるんですよ。考えられることをやらないで置いて、想定外。それでも今の避難場所は大丈夫だと思いでしょか。

それと、保育園なんかの避難訓練はどうなっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 質問で、県が、ということ、別に県にひとつも頼っているわけではありません。県が出す項目というのは県全体に対して、東南海地震に対する指示、高さ等を指示してくるわけでありまして、それが具体的にまだ決定していない段階において、うちのほうで先般、先ほどお話し申しましたように、3点幾つか出てるということで、マップをつくって出すわけがあります。

それ以上に東南海の件は、また県が新たに水位あるいは津波の高さ等に対して指示をしてくるということでありまして、それを見て、再度うちは改めて、防災対策の協議会開いて検討しますよと、協議をしますよという意味で、決して県に頼っているわけではありませんが、県は県として出したものを、やはりうちも対応していかなきゃいけないということでもあります。

それで、満潮時4 mというお答えをしております。これは、一時的に出した2次報告の発表の中で津波の高さ、同時に浸水区域が来ると。そして津波の時間が1時間32分ということを発表されたのに基づいて、今、御報告をしてお答えしたという状況であります。

それと、6 mラインということではありますが、これは県から出された発表に基づいて6 mを見直すということでもありますから、決して6 mで終わったということではなしに、見直すという状況で行っていかなくちゃいけないということでもあります。

それと、保育園については、先般、うちのほうの麻里府の避難訓練やった場合は、あれは3.幾つの数字でありましたから、麻里府保育園が避難場所という形で、あそこにも地域住民の方、含めて保育園に避難していただいたんですが、田布施保育園については、よく説明をさせます。

それと、質問の中で、決してこの津波マップの見直し等含めて、住民の方に安心安全でやってもらうのは、あくまでも町の責任であります。議員の言われるとおりであります。ほかが対応してくれるわけがございません。町で最終的には、住民の皆さんの安全安心を守るために協力をしていく。その中においては、一番大事なのは周知徹底と住民の皆さんの自助の関係。自分で考えていくこと、そしてお互いに協力すること、この共助と自助、これがしっかりしないと、何ぼ公助で我々がこういうふうにしなさい、こうしてほしい、お願いしますと言っても、その住民の皆さんに周知徹底がいかない限り、難しい。それにはどうするかといったら、地域防災の皆さんに活躍してもらわなくちゃいけないし、一生懸命その辺を考えてもらわなくちゃいけない。そのためにも地域防災の重要性というのは大事だということに考えております。

2年前、3年前になりますが、あそこの田布施川の河川決壊のときに、昼間に避難勧告を出した。ところが、正直言うて、ほとんどの方が避難されない。勧告でありますから、出て実際には避難してもらわなきゃいけないのに、消防団含め関係者が一生懸命かけり歩いて、その避難勧告地域のお年寄りを含め、住民の皆さんに「危険です。避難してください」という話をしたが、ほとんどの方がその行動を伴ってもらえない。この辺が、これからの地域防災で、しっかり対応していかなくちゃいけない大きな要因だというふうに思います。津波の場合でしたら、なお一層そういったものを地域防災の皆さんがしっかり考えていただきたい。

地域、地域においては、しっかりやられているところもありますので、それをやはり地域全体で、浸水地域、津波対策の被害地域にかかりそうなところの住民の皆さんには、しっかりその辺を自助、自分たちが自分を守るんだという意味合いにおいて、共助とも地域と一体となって、地域防災には話し合い、協力ということ、これからも町としては一生懸命啓発していく覚悟であります。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 河村町民福祉課長。

○町民福祉課長（河村 五男君） 保育園の避難訓練についてのお尋ねでございますけれども、町内公立保育園が2カ所、法人の私立保育園が3カ所、合計5カ所ございますけれども、各保育園におきまして年間防災訓練表を作成しております。それに基づきまして、毎月、防災訓練という形で行っております。

防災訓練でございますけれども、地震、津波また火災というふうな形での対応できるようにしております。

御指摘の津波につきましてですけれども、公立の城南、麻里府、これにつきましては、高さ的に十分と判断しておりますので、安否確認をして、状況によりましては、おのおの裏山のほうへ避難するという形での計画を立てております。法人保育園でございますけれども、西田布施保育園につきましては、高さ的には十分でございますけれども、隣にあります八尋石八幡宮、想定外ときには、こちらのほうへの避難も計画をしております。第一、第二保育園につきましては、調査の結果、海拔3.4mということでございます。第一保育園は、2階建てでございますので、そちらのほうへ避難していただくと、高さ的には6.7mということの高さになりますので、これによりまして訓練のほうを実施しております。

しかしながらも、想定外ということもありますので、第一、第二保育園につきましては、最悪の場合、大内公園への避難という形での計画もしております。小さな園児さんがたくさんおられますので、安全を第一に確認をしながら、毎月の訓練を実施していくということで対応しております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 先ほどからちょっと町長にお尋ねしておる麻郷公民館が、7.7mなりますが、これが避難場所としていいと思われておるかどうか、その点どうですか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 現時点では、そういう状況であります。今後、県が6mあるいは浸水地域あるいは想定を検証中であるので、その辺において、ここも危険だという状況があれば、早急に避難場所の見直しは今後、ほかも含めて、改めてやっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） だから、県が、県が、県が。先に町が基準を示したかどうかということ、私、言いよるわけ、ね。東田布施の公民館は4.1mですかね。ほで、麻郷の公民館は、7.7m、大雨が降ったときには、麻郷の公民館は、ありゃ、もう浸水するも当然の状況です。だからね、そのときに来ないとは限らないんですよ。

で、先ほどの田布施保育園ですか、これは6.6m、2階が6.6mじゃけ、まず安全じゃと、ね。結局、6メートルの基準を満たしちよりや大体ええよと。

だから、私が言うのには、10mでも12mでもええ、ね、町長が住民の安全を守るといのは、何mのところ避難してくださいよと。その基本ラインを、県が言うんじゃなしに、町長自体が住民の皆さんに、それを徹底させて、それから自主防災会なんかが、どこに避難するか。何mかがはっきりせんや決めようがないでしょう。私が言よるんは、そこよ。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私は、まあ、想定外という表現はあまりしたくないんですが、想定外ということじゃなしに、あくまでも、県が指示してきているその数字ちゅうのはやはり考慮しなきゃいけないし。そうかちゆて、じゃあ、おまえ、田布施町民じゃないか、県がああ言うたら、こう言うんかというような表現になったら困るんですが、先ほどの東の件で6.何ぼが、いざちゅうときには、あそこのお宮のほうへ、いう経緯もあります。まあ、麻郷も理屈はつかもわかりません。公民館がだめな場合は小学校のほうへ、小学校がだめな場合は、また、高松八幡様のほうへという状況になろうと思いますが、基準的なものはちゃんとしておかないと、あっちだこっちだというんじゃ困るというのも事実だろうと思います。住民の皆さんにしっかりその辺が理解いただけるようにするちゅうこと、そして、こちらが指示できる範囲はあくまでも、津波の高さが最大でもここまでなんだというものをこちらが決めるわけですが、それは、やはり県のそういった報告を受けた上で対応していかなくちゃいけない。県よりか1割も2割も高いところをうちが想定するか、ちゅうことになるわけですが、県が6mやったら、うちは6m以上の場所に避難することが第一条件だというふうに思っております。その状況に応じて、先ほど林山議員が言われましたように、あそこの川の浸水状況からいうたら、もし時期が時期で、大雨のときに地震と津波が来たときにゃ、あそこはもてないよという表現だろうと思います。その場合に、うちが判断するのは、じゃあ、どこだということは決めていかなくちゃいけないというふうに思います。

ですから、想定外という表現をちょっとしましたが、以前にも私、答弁の中で何回か答えたことあるんですが、私もよく空を見上げると、この上がちょうど航空路になってるんですよ。今ごろは飛行機が落ちないです。正直言って、落ちないという表現、自分が言うたら、そりゃ、おまえ、勝手に思うちよるんかわからんがというが、莫大な量がこの上を通ってるのを、我々は本当に安心なんかなあと。万が一のときには、飛行機が落ちてくるんだったら大変だなということも思いますし。大島の、先般、町長と話したときには、岩国空港に降りてくる飛行機は、大島の上空を通過して降りるのがほとんどだそうです。非常に不安だと、そういうことであります。

○議長（藤山 巖議員） 町長、申し上げますが、ちょっと本旨に戻って答えてください。

○町長（長信 正治君） はい、わかりました。想定外という表現でありましたから、そういうのを含めて、自分なりに判断をさせていただくということでもありますので、町長が決めるという話でありましたから、ここはそういう形で今から判断をさせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） えっとね、まだ今から決めるということなんですがね、もう2年と3カ月たっておるんですよ。きょうは11日じゃから、ちょうど2年と3カ月たっておる。まだ、2年3カ月たって、決まってないほうがおかしいんじゃないですか。

それと、さっき、なかなか、前の田布施川の避難勧告とか、それでもなかなか避難してもらえなかった。結局ね、津波なんかでもあったり、ああいうのを映像でみんなが見たときに、すぐに訓練を開始すれば皆さん記憶に新しいんですよ。2年も3年もたつてね、もう記憶が薄れたころになって訓練をやったんじゃ参加者も少ないですよ。

みんなが興味がなくなってからやったんじゃ。それで、いやあ、みんなが協力してくれん、なかなかそうじゃないと、ね。みんなが記憶に新しいときにやりましようや。もう2年以上たってるんです

よ。今でも遅いぐらいです。

それと、なかなか町長には、県が言わんから町の避難する場所、高さ、これを何mにするんだというの、6mのあれしか聞こえませんが、6mでいいと考えられてるんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 済みません。私もよくはつきり議員さんの質問で、麻郷公民館が避難場所という、津波の避難場所という表現をちょっとそのままだと思ってましたが、津波の避難場所、これ、マップを多分布した分だろうと思います。ナンバー2で出しておりますから。検討資料ということで、出しておる中には、麻郷公民館は津波の場合は除外されております。これは、10m以上に位置する主な避難場所という形の中で、津波がですね、そういうことで外れておりますが。

6mがそうかちゆて言われたら、先ほど申した、お答えしたとおりです。6mが県が出しても、うちはそれ以上のことを考えてやる必要がある場所は、6m以上でなきゃいけないと思っております。津波というのは、どういいますか、場所によっては、高さが違うように聞いておりますので、多分、県はその辺も含めて出してはくると思います、山口県全体ですから。壁になってる部分に津波が寄せた場合は、津波の高さが、もっともっと高くなるというのも、私自身は聞いておりますし、自分もそう思ってますから。田布施町がその状況下であれば、その辺は、津波の高さは変更していかざるを得ないという、それは町としての判断です。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 確かにね、避難場所がね。

○町長（長信 正治君） いや、お答えしてなかった、済みません。こっちを言わんにゃいけん。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 要は、麻郷公民館が津波のときの避難場所でないよというお答えだったと思うんですが。結局ね、津波のときには、ここよ、雨のときにはここよ、そりゃ、土砂災害、これとは違うのはわかりますけどね、あっちにもこっちにも、住民、どこに逃げりゃいいんですか。それを徹底させられますか、ね。台風のときにはどこ行けよ、大雨のときにはどこ行けよ、津波のときにはどこ行けよ。

それは確かに、町のここの避難場所のね、台風、土砂災害、洪水、丸とペケがつけちやる。ほいで、一次避難場所は麻郷公民館よ、二次避難場所は麻郷小学校よ。なら、最初から麻郷小学校に皆、統一すりゃいいじゃないですか。大雨が降ったけって、麻郷の公民館なんか、決して安全なところじゃないですよ。住民惑わすようなもんじゃないですか。で、東にしろ、4.1m、ほで、もともと大雨が降れば、あそこまでは大体、昔は流水地になったところですよ。もう町長はね、高いところに住まわれとるからね、浸水したり何だりの被害が余り経験がないんじゃないと思うんですがね。私らはもう、小学校のころから長靴の中に水を入れて通学したりと、そういう状況よく見てます。だからね、低いところ、そりゃ、人間が住むには便利だけど、避難するのはそこじゃだめだと思うんですよ。だからね、避難場所をもう一遍見直して、高さ、とにかく4.1m、7.7m。で、7.7mのところにはもう県道を超えて、公民館のほうには水来ます。大雨のときには。そういうところが本当に避難場所としていいんですか。せっかく、麻郷小学校なんかもああしてできた。そしたら、初めから麻郷小学校なら麻郷小学校にしましょうよ。そのほうがみんなが統一できて、いろいろ、今回はどこに行きゃええんじゃないかと、そういう考え方しないで済むと思うんです。

それと、先ほど、いよいよのときには保育園なんかでも大内公園に避難するよと、そういう話でした。しかしね、津波で一遍、押し寄せてくれば、幾ら潮が引いても、その周りは、瓦れきだらけで歩ける状態じゃないですよ。大内公園なんかは周りが低いんですよ。あそこだけが孤立するんですよ。ほいで、孤立したところへ、幼稚園児、保育園児、幼児が、がれきの中を歩いて、道路か田んぼか川か何かわからんようなところ歩けます。

そういうことも考えて避難訓練、場所、訓練、こういうものをぜひやってほしい。ほいで見直してほしい。場所をね。もうそれは、高台にあるところはいいですよ。じゃから、どうしても私は、これは、はっきり言うて、東と麻郷、それと麻里府地域、これが必要だと思います。見直しを考えてもらえるかどうか、そこだけ、その点だけお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど、ちょっとお答えしなかった避難訓練の時期が遅いんだということではありますが、できるだけ早く、やれるところからやっていくということで、やらしていただきたいと思います。一度だけしか、まだ麻里府しかやっておりませんので、先ほどお答えいたしましたとおりであります。

それと、避難場所の見直しということではありますが、これはやはり地域の皆さんとの協議をしないと、町が、ここが、ここに逃げなさいと、あるいはこの地域はここに逃げなさいということを徹底して、町の避難場所はここじゃから、そこに逃げてくださいという表現の仕方は、私としてはしないほうがいいかなというふうに思っております。地域の皆さん、我々がいざちゅうときには、ここで自分たちは避難したいんだと。

そのためにも、地域防災の皆さんが、やはり避難場所はここがいいよということを決めていただくのが一番だろうというふうに思いますし、最後に議員さんが言われましたように、仮に津波が来た後の状況でということになりますと、これは人命の尊重を含めて、もとへ、にまたもとに戻りなさいよとか、危険な状況の中を帰りなさいとかいうことは決してできることではありません。あくまでも人命を優先しつつ、そのためには、避難した場所からの、その以降については、移動手段を含めて対応していかなくちゃいけないことだろうというふうに思っております。

どうにしろ、議員の言われた道理はよくわかります。住民を惑わすような表現あるいはマップ、そういうことはよろしくないんで、住民の皆さんがしっかり理解いただけるような形で、避難場所の設定はしていかなくちゃいけないし、見直しもあれば、やらなくちゃいけないと。我々はそこは行きとうないと、ここが一番安全だということは、地域に住まわれてる皆さんが一番よく存じておられるわけで、高さの制限等があるとこさえ、はっきりうちが指示してあげれば、地域防災の皆さんがしっかりその辺を協議されて、やっていく。ないところはちょっと不安になるんですが、今のところ、麻里府も、麻郷も、東も地域防災が立ち上げられておりますので、その中で、しっかり検討していただかなきゃいけない。そのまた地域防災の中にも小さな区分けがあって、班の方がおられるし、実際に海に近い方、河川に近い方、いろんな形で住まわれる場所が違いますから、それを踏まえて結論を出していただくほうが、一番安全であります。うちとしては、あくまでも田布施町民、住民の皆さんが安心して避難ができる場所がどこだということは、しっかりとした形で提示していかなくちゃいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 私はね、安全な場所じゃないと思うから言いよるんです、ね。ほいで、津波が引いた後でも、その後は、町が何とかせんにゃいけん。町が何とかせんにゃいけんのは当たり前なこと。でもね、孤立してしもうたり、あっちこっちの孤立状態ができてきたら、町が何ぼ、てんてこ舞いしようとな、そんなに、早よう救助の手が伸べられるわけじゃないんですよ。だったら、安全な避難場所を先に決めて、ゆっくり避難していただく。まず最初に避難していただく。

ほいで、いよいよ緊急避難は、またそういうところがあつていいと思うんですよ。お年寄りやら子供やら、先に安全な避難場所、ここへ避難していただいて。何か、よそなんか大雨なんかでも、今度、夜中に避難勧告ですか、それを出したんじゃ間に合わんときがあるから、大雨が予想されるときには、その日の夕方からですかね、明るいうちから出すと、そういうのを、きょうの新聞じゃなかったです

かね、ありました。

だからね、本当にね、高齢者やら何やら、いろいろいらっしゃるんでね、早い時間に、1時間半かかるんなら1時間半かかる、ね。それを30分なら30分以内に、例えば、麻郷なら麻郷の小学校なら小学校に避難していただくよと、そういうことを決めてほしいんですよ。

さっきから私が言うのは、今の避難場所は決して、安全なところではないと、いや、各自治体と自治防災と、よう相談せんやいけん。じゃあ、今まで2年あって、相談されました。ここが本当にええ場所か、ね。そうじゃなしに、いよいよの一時的に時間がなくなって、どこへ避難しようか、それを各自治会が、協議してるだけの話でしょ。避難といってもね、本当の緊急の避難と、あらかじめ時間があって余裕を持って避難できるんとは全然違うんですよ。私は、余裕を持って避難できる場所を安全な場所に設定してほしいと、これを言ってるんです。いよいよ津波が目の前に迫ってきて高いところに逃げる、そりゃ当たり前のことです。

何ぼ言うても変わらんようなんやね、これはおきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

農道、高松八幡宮のところから中郷へ向ける農道が今、工事が中止されております。これを再開していただきたいと思います。前町長のときに、町の負担の割には通行料が少ないから中止すると、そういうお話が私たちにありました。開通するためには、町の負担は、いかほどでしょうか、お尋ねいたします。さっきの防災の質問とも関係するのですが、麻里府地域の避難道としては非常に有効だと思います。竹尾や上郷にも上がるには、随分時間かかります。距離もあります。そうすると、あの道はですね、上がって、金竜食品を上がったら、すぐに右に入りゃいいわけですから、一番近いんです。そして、いざとなったら、避難道に逃げる。いよいよ、もし、津波なんか来た場合には、麻郷小学校なりに避難できるんですよ、あの道から。ずうっと陸づたいで行かれるんですよ。ですからね、ぜひ、これを早急に避難道として生かせるんじゃないかと思っておりますので、再開をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の件についてお答え申し上げます。

お尋ねの農道中郷高松線は、別府、中郷地区の県道、別府田布施停車場線から、麻郷高松地区の周南広域農道を連絡し、別府地域の農産品や市街地搬送の迅速化、農村地域と消費地の交流の促進等を図るため、平成5年度に事業着手されました。

しかし、一部地権者との用地買収交渉が難航し、事業が大幅に遅延しました。

一方、計画道路の一带は株式会社トクヤマが鉱業権を設定し、道路予定地の一部を取得している状況にあり、また、近年の農業情勢の変化もあって、地域農業関係者のニーズも大きく変化しました。また、長引く経済状況から町財政は極めて厳しい運営を余儀なくされ、計画道路の整備に係る負担金が今後の町財政に及ぼす影響も懸念されること等から、議会の意見も聞き、総合的に検討した結果、平成16年度から事業の中断ということになりました。

議員御指摘のとおり、東日本大震災以降、災害に関する関心が高まり、防災関連施設、防災道路の整備は、全国的にニーズが高まっております。本町といたしましては、過去の事業中断に至った経緯、地域のニーズ、農業の実態等、懸案事項を調査し、検討したいと思っております。

なお、農道中郷高松線、未整備部分は、総延長約2キロに対して約1.6キロとなっています。したがって、仮に事業を再開した場合、当時の事業ベースで計算すると、未整備部分の工事費は約5億3,000万円で、町の負担はその27.5%、約1億4,600万円となると思います。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 1.6キロを整備するのに5億3,000万円、町の負担が27.5%。ほいで1億何ぼですか。（「4,600万円」と呼ぶ者あり）でも単年度でやるわけ

じゃないんでしょ、1年で。県にお願いして、やってもらおうとすれば何年ぐらいかかるんですか。そんなに毎年、3年か5年か、かかるんでしょうか。町の負担として、そう苦しいことはないと思うんですがね。

ただ、今現在、町の負担が苦しいからやらないのか、調査してみるよ、調査検討してみるよ、大体前に、前議員が、検討してみるよちゅうことは、やらんことじゃろう、そういうふうに決めつけてましたけどね。この検討してみるっていうのは、前議員が言われとったようなことなのか、それとも、やる方向で検討してみるのか、どちらなんでしょうかね。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） 検討するということは、窓口をたたいてみるということでございまして、何年間でやるかというのは、もう今は中断しているわけでございますから、それを再開することは、相手もあることでございますし、協議してみないと、どういった形になるかというものもありますし、事業費も一応、当時の平成5年、平成15年度に終わったときの事業ベースで考えておりますので、あと負担金の問題も、果たして27.5%なのか、もっと安くできるのか、もっと要るのかというのもありますので、ちょっとその辺は窓口をたたいて協議してみないとわからないということでございます。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） そりゃね、窓口たたいてみんなやわからん。そりゃ、県にやってくれっていうても、県がやってくれるやら、やってくれんやら、わからん、ね。それなのに、町がやる気があるんか、ないんか、先にそこを言う、ね。人にやってくださいよ、やってくださいよ、負担金、私が聞いたときにや20%ちゅう話もあったんが、きょうは27.5%になっとるけどね。そういうふうに、窓口はたたいてみんなやわからんのは、確かです。ただ、町がやる気があるんか、ないんか、ね。そこを聞きよる。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） 町の総合計画の中で、実施計画というのが、ございますが、それにもまだ上げてないような状況ですので、財政的な面でもですね、当然考えないといけないということでございますので、それはまあ、一応、担当課とすれば、そういった形で窓口たたきまして、どのくらい事業費かかるのかということを一応出しまして、庁内の協議という形にもっていくようになるかというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 結局ね、ただの農道じゃったら、私はつくってくれとは言やせん。ほいじゃけどね、避難道として使うのにや、最も有効な道じゃと思うからこそ言いよるん。ただの農道とおんなじように考えとるけ、今から検討してみる、検討してみる、ね。ま、検討してみる、門をたたいてみんなやわからんちうていうのは、確かにそうですが、その程度の覚悟じゃ、まず、私は、着手は無理なんじゃないかと。やる気がない、そういうふうに判断していいですね。そこだけお答えください。

○議長（藤山 巖議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 町の事業計画からするとですね、優先順位からすれば、確かにおっしゃるとおり、優先順位とすればかなり下がってくると思ってます。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） ほじゃけ、取り組む気持ちがないっていうことやな。はっきりそう言やええ。やらんものはやらんでええ。私は、「議会だより」に、町はやらないと書くだけのことなんです。ただ、中途半端に検討するだの何だの、そういう返答は欲しくない。どうですか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 現段階では、取りかかる予定はありません。

○議員（5番 林山 健二議員） はい、わかりました。

はい、ほんじゃ、終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、林山健二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 西本と申します。よろしくお願ひします。

2問ほど御質問いたします。最初に、公民館分館の管理について、町長と教育長、次に、節電対策としてLED照明の促進について、町長1件一問一答でよろしくお願ひいたします。

まず最初に、公民館分館等の管理について御質問いたします。現在町が管理しております公民館分館（小行司、国木、竹尾）及び大波野老人作業所、これは大波野中央会館を一緒に行っております。この施設は老朽化が進み、修理が必要な状況です。先日も大波野老人作業所でシロアリ被害が確認されました。床も、見た目はいいんですけども、ちょっと修理が必要な状況になっております。エアコンもついておりますども、これも故障して今使えない状態。今回は、町の負担で、シロアリ対策、エアコンの修理、これをしていただけます。床の修理は、集会所施設の整備補助制度により、地元負担、町の補助金で修理することになっております。

これも、田布施町の町民福祉課に言いましたら、ちょっとできない。総務課のほうに行きましたら、この補助金が使えるということで、全体の20万円引いて残りの50%を補助するというようになっております。

地元の費用の一部負担はやむを得ませんが、負担軽減のため、町の補助額を拡充したらどうかと思います。

また、施設の管理を地元、まあ、仮に移管した場合、修繕費の地元負担が多くなるのは間違いありません。今後も、町が管理していくのか、いずれ地元に移管するのか、町の今後の方針をお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。私からは、大波野中央会館の補修等についてお答えします。公民館分館につきましては、後ほど、教育長がお答え申し上げます。

議員が申されましたように、大波野中央公民館のシロアリ被害、エアコン故障については、町で対応するようにいたしております。

床の張りかえにつきましては、地元有志の方がフローリング材等を購入され、自前で補修されるようでありますので、集会所施設整備補助金で対応することとしております。

この集会所施設整備補助金は、軽微な補修は地元で対応していただくことで制度が始まり、運用されてきましたので、当初から補修等の補助金は、補修経費から20万円を差し引いた金額の2分の1の補助となっております。

補助を見直しては、との御意見でありますので、これまでの補修等に関する補助金申請の状況、他市町の補助制度等を調査し、コミュニティ助成事業の整備の一環として、政策調整委員会で検討させていただきます。

また、大波野中央会館は、以前の老人作業所であり町所有となっております。こうした町有の集会所等が老朽化したときは、それぞれの利用状況、公共性等から、引き続き町有施設として存続するかどうかを検討していくこととなります。

あと、教育長のほうでお答えをしてもらいます。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、公民館分館等の管理についてお答えいたし

ます。

御質問の公民館分館の3館は、公民館条例に基づき設置された町有の施設であり、現在は教育委員会が管理をさせていただいております。

これらの施設は、昭和59年度から平成元年度にかけて建築されたもので、築後20年以上たつことから、これまでも必要に応じて補修を行ってきているところでございますが、分館という性質上、補修費用は全額町予算に計上し、執行いたしており、地元の方々にはできるだけ御負担をかけないように配慮しているところでございます。

分館につきましては、今後も町の施設として教育委員会が管理し、地元の方々にはしっかりと活用していただきたいと思っておりますので、現時点において地元への移管は考えておりません。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 町長にお尋ねします。

今、集会所施設整備補助事業というのですね、総務課の説明書を読みますと、一件20万円を超える集会所の補修または改造費の50%に相当する額、最高が140万円までと書いておりますが、この文を読むと、20万円を越えたら全て半額出るといような勘違いをするような文章なんですね。

今回も集会所の屋根の補修をちょっとお願いしたんですけども、そのときに70万円ぐらい見積金額がありまして、地元に行ったら、こりゃ、この文を読んだら、町がこれ半額だしてくれるんじゃないかちゅう勘違いをしまして、いかにも半分出るといようなニュアンスがしますんで、ちょっとその辺の文の見直しと、まあ、文の見直しができんやあね、ほんまに半額出すとか、そんぐらいのちょっと太っ腹な気持ちでやっていたきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 議員さんおっしゃいますように、ほかの地域でも、ちょっと勘違いをいただいたところが幾つかありまして、何だ、そういうことか、ということがございまして、このマニュアルは、要綱を少し簡略化して書いておりますので、その辺をちょっと見直しをさせていただきます。

そして、20万円という取り扱いが、当初つくっていくときの補助要綱でございまして、修理をするという、あんまり概念が入っておりませんでした。最近、周辺地域の整備をという御希望がありましたので、要綱を変えながら運用しておりましたので、まあ、建てたものが古くなるというのは当然のことでございますので、その辺を少し調整委員会の中でその意見を聞いて、検討すると申しますと、また、しかられますけれども、政策調整委員会の中で1つの課題として提出させていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 教育長にお尋ねします。

公民館分館、これありますけれども、これの電気代とかあの辺の諸経費、あの辺はどういうふうになっているのか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 分館につきましても公民館と同様、電気料はすべて町のほうで見ておりますし、地元の方々に管理をお願いしておりますので、その報償費も町の予算で見ております。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 公民館分館、今、電気代は全て町がみるということなんですけれども、大波野中央会館、まあ老人作業所も一緒なんですけれども、この電気代をすべて地元が負担なんです。

先日の、エアコンが動力電源とっておりまして、それと電灯電源、2つありますけれども、2つ入って年間10万円。10年間で100万円、これを全部地元負担でやっております。その辺をちょっと

町でも負担をある程度していただけたらと思いますけれども、その辺、町長、どうでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 誰か、東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） こういう施設が、町に5つぐらいまだございますが、それぞれ昔の憩の家とか、老人作業所とかという経緯で、施設がまだ使えるから地元で管理をして、現実的には集会所というふうな利用をしていただいております。集会所でございますので、地域の方が自由に使っていただくということでございますので、そこでかかる実費と申しましょうか、それは地元で、ですから公民館の分館は少し位置づけが違いまして、公民館、正式に分館ということで、コミュニティー施設として町で管理をしておりますので、先ほど教育委員会のほうからありましたように、経費が、全部公共施設ということで出ておりますが、いろいろ施設の状況が違いますが、大波野につきましては、電気代はお支払いをしていただいております。反対に今度町が選挙のときにお借りいたしますが、その時には電気代とか使用料ということをお支払いをして、その辺は御迷惑はかけないようにしております。

その辺の1個1個の経緯がございますので、大波野につきましては地元で考えていただくというのが、これまでの経緯から踏まえて、よろしいかなというふうに町のほうは思っております。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 年間10万円という電気代は、ほんま地元にとってとても負担なんです。一部、町も補助していただけたらと思いますけれども、その点、町長、どうでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今、課長が説明したように、何カ所か、私のところにも、老人憩の家っていうのがあるんですが、やはり、使用される方が限定されたり、あるいは使用される関係からして、そこだけ補助かと、ほかの施設はどうなるんだと、ほかの関係はどうなるんだと、いう問題等もありますんでね、十分検討はしていかなくちゃいけないかわかりませんが、使用頻度等含めて、あと、老朽化したときの整備の問題等も含めて。うちのところはほとんど使用されていない、一時はものすごい使いよったんですが、少なくなったとか、状況が変わってきておりますんでね、補助でその地域だけをというわけにいかない部分が多分にありますのでね、それはまた、うちのほうでもう一遍よう検討はしますけど、まあ、使用料の問題含めて地域の受益者の皆さんの負担割合をしっかりと考えていかなくちゃいけない。ないところからは、ほたら、わしらは何もないんかということも出てくるわけですから、十分、公正な立場から、この辺を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。続きまして次の質問に参ります。

続きまして、節電対策として、LED照明の促進について。

節電対策として、LED照明の促進は重要であると考えます。

さきの3月定例議会で、町長は「再生可能エネルギー・LED化検討プロジェクトチームで検討している」と答弁されましたが、公共施設のLED化を今年度はどこまで進める予定なのか。また、太陽光発電で電気代収入をふやすより、蛍光灯、水銀灯、これをLED照明にかえて、電気代支出を押し下げる方が得策だと思います。町の計画をお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の公共施設のLED化、太陽光発電についてのお尋ねであります。この3月末に報告がありました「再生可能エネルギー・LED化検討プロジェクト」の検討状況の中から御質問に係るものを、まずお答えさせていただきます。

このプロジェクトでは、係長級職員5名で、公共施設の省エネ化として、照明のLED化、太陽光

発電装置や蓄電池の設置についての検討をし、報告書では、本庁などの業務用電力契約をしている施設を除いた12施設等の照明の数、電気代、8時間以上使用している本数、使用日数などを調査し、LED化した際の年間電気代削減効果を14万7,000円程度と試算しております。

そして、LED化の方向性は、新築や大規模改修の場合は、すべての照明をLED化すること、既存施設の更新については、LED蛍光灯への交換は、年次的に整備する場合は、料金単価の高い施設や1日の点灯時間が長い箇所を優先することが望ましいとしています。

また、水銀灯については、蛍光灯よりも消費電力が大きく、体育館、道路、公園、漁港やその他施設の屋外灯について、積極的に交換を進めていくこととしております。

太陽光発電については、現状では、学校施設環境改善交付金の太陽光発電導入事業を活用できる小学校、中学校、給食センター以外は補助金を当てることはできないこと。

また、補助金対象外施設への対応については、一つとして地域活性化事業債を財源として設置する事業であります。余剰電力を売電する場合は起債対象外となること。

2つ目は、公共施設屋根貸出事業により事業者を設置させる事例はありますが、公共施設の屋根に太陽光パネルを最長で20年設置することになるため、本町で貸し出し可能な施設は限定されていると報告されております。

今年度はどこまで進める予定なのかのお尋ねもありますが、現在、政策調整委員会で10のプロジェクト報告書の内容を分析しており、今年度において、具体的に事業化するのは現時点では決定しておりませんが、再生可能エネルギー・LED化検討プロジェクト報告に関しては、新規事業としては、学校施設環境改善交付金でのLED化、太陽光発電装置の設置を最優先的に課題として検討しております。

そのほか、公共施設の蛍光灯、水銀灯、電球などのLED化につきましては、プロジェクト報告に沿って実施したいと考えています。今年度予算の中で、どの程度対応できるか分析中であります。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 今LED化検討プロジェクトの中で、ちょっと御質問ですけども、年間の田布施町の電気代、これはおおよそお幾らぐらいでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 執行部。東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） プロジェクト報告を今持っておりますが、先ほど町長が申しましたように、LED化の効果が出やすいところだけの資料しかございません。本庁のように業務電力でございますと、基本料金とか契約料金が3割ほどかかりまして、省エネが直接電気代に反映しませんので、それをちょっと今外しておりますので、プロジェクトのほうはLED化の効果が出やすいというところの報告書となっておりますので、ちょっとまた全体の電気代とかその辺につきましては、整理して提出をさせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 今、LED化プロジェクトが5人というお答えでしたけども、プロジェクトというのは身内だけでなくほかの他業種、いろんな方が入って、いろんな意見を聞いて検討するのが本来プロジェクトじゃないかと思えます。

プロジェクトをこれからいろいろ検討されると思いますけども、もっともっというんな方を交えてやられたら、もっといい意見が出るんじゃないかと思えます。

それと、さっき答えが14万円の差で省エネ効果というお答えでしたけども、田布施町公共施設の蛍光灯及び水銀灯を全部LEDにかえた場合ですね、年間14万円どころじゃないと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） おっしゃいますように、いろんな水銀灯とか、例えばさくら橋に

ついております水銀灯とか、詩情公園のものも入っておりませんが、建物でとりあえずLED化が試算できるものだけを出しておりますので、そういったものにつきましては、また資料を整理して提出をさせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） これから3月議会で、町の財政が苦しいということでございましたし、こういった初期投資は、LEDにする場合かかりますけれども、1年、2年でLEDの場合は元をとると思いますので、これからもこういったLED化、どんどん進めていただきたいと思います。

今県のほうでも再生可能エネルギー推進ということで、いろいろ補助が出るようなんです。補助金たくさんいただいて、町のほうでどんどん進めていただいたらと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） 次に、松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私からは2問、お客様窓口対応と洋式トイレについて、一括で質問いたしますので、答弁のほうは町長に一括でお願いいたします。

それでは、最初の田布施町役場のお客様窓口対応を問うと題しまして、質問いたします。よろしくお願いいたします。

田布施町役場1階窓口の会計室、町民福祉課、健康保険課、税務課に各種手続、料金支払いなどの用件で、町民の皆様方が来庁されます。

職員がお昼休みに自分の席で食事している姿を町民の皆様方が目にしますと、自分の用件は処理してもらえないだろうか、まずいときに来たんじゃないかと不信、不安を抱かれます。執行権のある町長としまして昼当番の運用などを徹底しまして、住民サービスの向上に努めてほしいと思います。

職員がお昼休みに食事するには、快適に食事ができる休憩室の設置が必要と思いますが、どのように町長は考えられておられるのでしょうか。福利厚生施設の充実を図るのも町長の仕事であると考えております。

現在、田布施町町会議員は13名です。この3階のスペースをもっと有効に使えるのではないかと、いうふうに自分は考えてますので、休憩室等の設置に関して、このあたりも参考にされてはいかがでしょうかと思います。

田布施町役場玄関入り口の黒板に、執務時間は8時30分から5時15分とあります。また、町役場閉庁の場合に出される閉庁案内の立て看板にも同様に、開庁時間は8時30分から5時15分とあります。お客様に対する、金融を含む、お客様対応時間は執務時間、開庁時間の8時30分から5時15分と考えてよろしいでしょうか。

また、お客様サービスを向上させるべく、窓口を一本化する総合窓口への移行の考えはどうか。

2題目の質問に移ります。公共施設のトイレの洋式化についてと題しまして、質問をいたします。

立派に完成しました麻郷小学校を見学しました。地震等の対策ができて、安全が確保されたと保護者の方々は非常に喜ばれていると思います。木材で囲まれた明るい校舎で、子供たちも気持ちよく勉強に、遊びに、学校生活が送れると思います。

いろいろ工夫され、感心する面もたくさんありました。しかし、身障者用トイレを見まして、私はもう少し配慮が欲しかったなど感じましたのでこの質問をすることにしました。

田布施町の公共施設の図書館、体育館、公民館、この本庁舎に、必ず1つは洋式トイレがあるのは町の施策として大変よいと思います。また、建物にスペースがある公共施設については、身障者用のトイレの設置もあります。大変配慮されているというふうに思っております。

しかしながら、身障者用トイレの設置がある公共施設に、ほかに洋式トイレがないケースがあります。男子トイレ、女子トイレとも、あるいは男女どちらかに洋式トイレがなく、もし、仮に来客される方で、洋式のトイレの利用を希望される人はどうされるのでしょうか。

洋式を希望される人のために、身障者用トイレへ使用を誘導する案内が欲しいと思います。来客者で洋式を使用したい人と、身障者の方が同時に使用されるような、使用が重なる場面はほとんどないというふうに考えられますので、私は洋式トイレを希望される、そういう人のために、使用を誘導するような案内表示は必要というふうに考えますので、町長にこの案内表示の設置の考えを問うものであります。

この質問にはもう1点あります。麻郷小学校でついたばかりの身障者用のトイレですが、ウォシュレットを温めるような設備がない、とにかく座れる感じの便座でした。

今の時代ですから、真冬も快適に使えるようにウォシュレット、あるいはヒーティング機能のある、そのような便座への改修の考えをお聞きしたいと思います。費用の関係で難しければ使用の高い優先順位をつけて、年次をわけて改修されていければ可能だというふうに考えますので、ひとつよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、松田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

1点目は、役場の窓口対応についてのお尋ねであります。

まず、昼休みのお客様への対応についてですが、御指摘のように、役場には保健室はありますが、会議を行ったり、相談などが開催され、職員が昼食をとったりする場所としては利用しておりません。

また、来庁者の多い町民福祉課では、昼休みを当番制で対応しております。他の職員も昼食を自分の席でとり、そのまま休憩する職員が多いのが現状です。

御指摘のように、昼食を交代で保健室などでとるよう提案し、協議されてきた経緯もありますが、実現には至っておりませんので、いま一度、職場で検討するよう指示してみたいと思います。御提案いただきました3階につきましては、再度検討をさせていただきます。

次に、金融を含む、お客様対応時間は執務時間と同じか、とのお尋ねですが、収納業務については、執務時間は8時30分から17時15分の間、対応しております。

次に、窓口を一本化し、総合窓口とすることについてですが、これまでさまざまな検討を行ってまいりましたが、現在の庁舎1階のスペースでは待合スペース等の確保が困難との結論になり、新庁舎構想等の中で総合窓口を考えております。

2点目は、公共施設のトイレの洋式化についてのお尋ねであります。

まず、身障者用トイレの案内が不足しているとの御指摘ですが、トイレの位置が施設の奥のほうでわかりにくい場合には、施設によっては、身障者用トイレへの案内矢印を表示するなど、案内に配慮はしておりますが、今回御提言をいただきましたので、表示箇所をふやすなど、早急に点検を行います。

また、健常者の方が身障者用トイレに入りにくいという声もお聞きしますので、表示を例えば、「身障者用トイレ（他目的トイレ）」といった表現に変更することなどについても協議してみたいと考えています。

次に、洋式トイレを温便座に改修したら、との御提言であります。温便座であります、確かに冬の冷たい便座は使いづらく、特に高齢者への配慮から、温便座への改修は望ましいことと思っておりますが、まだ、トイレの洋式化ができない施設もありますし、近隣市町でも洋式トイレの温便座を設置するのは、いずれも新しい施設であり、本町でも今後、改築、改修を行う際には、利用状況を考慮し、対応したいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 対応時間が8時30分から5時15分というふうにはっきりしましたので、これはこれでいいと思うんですが、しかし、金融の収納なんかであれば一、二分で済むかもわかりません。ですからお客さんが、大体田布施町民みんな紳士淑女ですので5時前に来られる方がほとんどじゃないかと思うんですが、中には長引いて5時をちょっと過ぎて来られるような方が、勤務時間を経過して対応というふうな場合、このあたりの今話題になってますサービス超勤の不払いの問題とか、このあたりは田布施町には問題点はありませんでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私が把握しちよる範囲ではありますが、朝は職員が来次第、8時ぐらいから、お客さんがお見えになっていれば30分前でも対応させていただいているし、夕方も、お勤め帰りの方だろうと思います、私どもが5時半ごろに退所するときにお見えになる方がいらっしやいます、庁舎内に職員がおるときは、確認してください、対応できますよ、という話はしております。

ただ、そうかといって時間外がそこには必ず出てくる可能性もあるんで、基本的には、やっぱり時間、職務時間は基準として、早く来た場合は多分サービスになるというか、お見えになったお客さんにサービスするのは、町職員の仕事でありますから、10分、15分早くお見えになったお客さんでも対応するし、遅れた方にも対応しているという状況であります。

直接担当の窓口の課長がいますので、その辺についてはまたお答えさせます。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私としては、早く時間を外れて来られる方に対応していただけるのは、町民の皆様方も大変ありがたいことだというふうに感謝してる、そう思ってますが、勤務時間はあくまでも勤務時間ですので、超えた対応はどうでしょうか、というあたりもちょっとお聞きしたんですが、このあたりは新人議員の私よりも、こちらにも組合もありますんで、執行権のある町長以下各職場の管理者もいらっしやいますので、運用のほうは組合等と話されて、適宜運用のほうよろしく願いいたします。問題ないようによろしく願いいたします。

では次に、トイレのほうへ移ります。先ほど、身障者用トイレがスペースのあるところは設置されてるので、配慮されてるといふふうに表現しましたが、せっかくのいい設備ですので、町に——幾つあるんですかね、身障者用のトイレが、たしか体育館には合計で3つあると思いますんで、田布施町には、あっ、小学校は除いてはいますけども、図書館等で7つあると思うんですよ。この7つを、希望されてる健常者の方と、本当に使われる身障者の方が冬場でも快適に使えるように、この7つだけでも何とかあったかい便座のほうに、改修のお考えはどんなもんでしょう。よろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 既にあるものにつきましては、電源の工事でも便座自体、そのもの比較すると大した、1万円とかぐらいしか変わらないと思いますが、工事の関係もございまして、それぞれの施設、皆違いますから、ちょっとこの場所でお答えはしにくいんですが、大した費用ではないと思うんですが、ランニングコストなり各場所での工事費が別途かかるというのは考えております。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 予算の関係もあるでしょうから、それはそれでまた今後の、先ほど、林山さんが検討というのはしないかというふうなことを言われましたが、数年度にわたってするという方法もありますので、検討のほうよろしく願いいたします。

じゃ、私の質問、短いですが終わります。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。
午前10時40分休憩

.....
午前10時52分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは、私は2点の質問をさせていただきます。

1点目の質問ですが、質問方式は一問一答方式でお願いいたします。質問事項は、国民健康保険税の負担軽減についてでございます。答弁者は町長でお願いします。

それでは、質問をいたします。

国民健康保険の加入者は、高齢者や所得の低い人が多く国民健康保険税が高いとよく聞く。負担額は年間収入の約1カ月分に相当する金額であり、支払い能力の限界にあると思われる。こうしたことから、滞納率も高く一般保険者分の現年度徴収率は93%であり、7%が徴収されていない状況である。7%といえは相当な高率であり、考えていただきたい。

次に、一般会計から国民健康保険特別会計に町単独で法定外での繰り入れを行い、国民健康保険税を引き下げてはどうか。近隣の岩国市、柳井市、周防大島町は法定外繰り入れを行っており、柳井市は平成24、25年度予算で毎年2億円の繰り入れを行っている。平成25年度国民健康保険特別会計の予算規模が、田布施町の20億752万2千円と柳井市の47億346万円とでは倍程度違うが、比率でいうと田布施町は柳井市の42.68%の予算規模となり、柳井市の2億円の繰り入れは田布施町での8,536万円相当となり、1人当たり1万8,215円の引き下げが可能となるが、真に住民の福祉向上を考えられるなら、引き下げを英断されてはどうか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

議員は、国民健康保険財政の仕組みについてよく御存じと思いますが、公費負担は別としましても、国民健康保険事業は被保険者の相互扶助の原則に基づいて成り立っております。

事業を運営するために当たっては、歳出が被保険者に係る医療費によって大きく変動するため、その額に見合う歳入の確保に努めなければなりません。

事業運営のかなめとなる町の保険税につきましては、国民健康保険の加入世帯で年金生活者等無職者の割合が大幅に増加するとともに、低所得者世帯の割合が増加の傾向にあるため、保険税収入が伸びない状況であります。

また、国民健康保険給付の拡大等により、国保会計に財源不足を生じたときの財源としていた保険事業基金が、平成19年度までで1億円以上ありましたが、保険給付費の増大や保険税の据え置き等により、23年度末にはその基金がなくなりました。

そのため、昨年度、保険税の税率を改定させていただきましたが、本年度におきましては、公費負担収入や保険給付費の推移を見きわめながら、現行の税率に据え置くこととしております。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてのお尋ねであります。

安心して医療の提供を受けるに当たっては、安定した財政運営が不可欠であり、被保険者自身の相応な負担も必要となります。しかし、所得の低い方の負担の軽減を図るため、世帯主及び被保険者の所得が一定の基準以下の世帯には、国民健康保険税の均等割額及び平等割額を7割、5割、2割の軽減措置等を実施しております。また、非自発的な失業で国民健康保険に加入される方についても、軽減措置をしております。

今後、公的負担の引き上げや保険給付費が減少傾向になれば、保険税率の見直しを国保運営協議会などで検討することになりますが、保険給付費が増加している現状において、税率を引き下げることには考えておりません。

町といたしましては、事業の財源となる保険税の徴収強化や、今年3月に策定しました健康増進計画の推進等による町民の健康づくりに努め、できるだけ現行の税率を維持してまいりたいとの思いであります。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今、税率を下げる気はないということですが、これは他県の件で例でございますが、29市町村中16市町村が繰り入れをしていると、半分以上が繰り入れをしているという県もあり、その町長さんが言うておられるのは、社会的弱者と言われる高齢者や低所得者の高額な保険料の負担を緩和する観点から、一般会計からの繰り入れは必要であるとおっしゃってる町長さんもいらっしゃるわけで、その将来があるからどうしても今税金を下げたくないんだというのであれば、一般会計から今、少しでも入れておかれて、余れば基金に積み立てられるというような方法を取られてはどうか、それで残る町村も大きな繰り入れを余儀なくされているというのが、本当の国保の形だろうと思っております。赤字を出さないために、それをちょっとお聞きいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） いろいろと個人的にもお話を申し上げた経緯もあろうかと思いますが、国民健康保険、非常に厳しい財政運営をせざるを得ないと状況であると同時に、どうしても今から高齢者比率がどんどん上がっていく少子化の状況、そういったものを踏まえたときに、どうしても退職者等の増大あるいは個人的な自営業者さん等の関係の景気の状況等も踏まえると、国民健康保険の厳しい状況は、もう議員のほうが私よりも詳しい状況だろうというふうに思います。

答弁で申しましたように、保険自体が受益するというか、その関係する方の医療でありまして、一般会計は全体の関係から繰り入れになっていくわけでありまして、そうかといって全然ないわけではありません。多少の状況は判断していかなければいけない状況ではありますが、現段階においてはまだその辺をしっかりと見きわめながら、いかに国民健康保険の会計を安定していかすかという状況を考えていかなければいけない、そのほうが優先だろうと思いますし、また、ほかの自治体がどうあるにしろ、自治体の規模、あるいは自治体自体の予算的な問題、こういうのも踏まえていかなければいけない部分があるので、国のほうからの対応に対しては、僕も一生懸命国に対してのそういう要求もしていかなければいけない部分もあろうと思いますが、現段階では繰り入れはできるだけしたくないというのが本音であります。それは、一般会計自体を議員さんも存じておられるというふうに思いますので、御理解をいただきたいなというふうに思っています。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） ただいま、できるだけ繰り入れをしたくないというように言われたということは、するということだろうと解釈をいたします。

そして、先般の委員会で書類を提出していただいたわけですけど、岩国市は平成23年度に1億2,800万円繰り入れている、平成24年度に2億円入れていると、岩国市、周防大島町がたしか県内でも保険税は低いほうだと思っております。それでも、平成23年度に1億円繰り入れ、そして平成24年度に4,400万円入れていると、25年度はちょっと聞いておりません。柳井市は、先ほど申しましたように、24、25年度で毎年2億円を入れていると。2億円というのは田布施町の比率でやると1人当たり1万8,215円の引き下げが可能になるということと、もう一つ、国保にこの2月に加入したと、この額には驚いたというようなそういう話もあるわけです。

一般会計からの繰り入れをもう一度お伺いしますが、今年度に入れていただきたいとこのように考えております。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど答弁したとおりであります。

今年度については、もう予算計上上の関係も含め、一般会計から繰り入れる状況では今ないという判断をしております。今、今後のことについてもいろいろ申し上げましたが、国保会計はどこの市町村も全部、苦しい状況の中でやりくりをやってる。そして一般会計の裕福なところは、これは繰り入れをするのは、そこの市町村の問題だろうと思いますが、本町としては皆さん御承知のとおりであります。厳しい財政運営を余儀なくされておられる状況の中において、なかなかこの8,000万円というような繰り入れは、到底厳しい状況であるということだけは、隣の市と同じようには到底対応できないのが現状であるということ。

そして、それが入れることによって、町民あるいは納税者全ての負担にかかわっていくということだけは、もうおわかりと思いますので、この辺は理解いただきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） なかなか、ガードがかたいんで、国保、これは朝日新聞に載ってたんですが、国保全体の赤字は実質で、全国で年間3,000億円に上り、市町村は一般会計からの多額の穴埋めを余儀なくされていると、どこも余儀なくされてるのに、田布施町だけそのように悠長な考えでは、これは困ると思っております。

そういうことで、先ほど言われた8,600万円、大きな金額でございますので、1回で決断は難しいかと思いますが、住民の福祉を考えられるなら考えていただきたいと、これからも質問をさせていただきます。

それでは、引き続きまして2点目の質問をさせていただきます。質問方式は一問一答方式で、質問事項は高齢者や移動弱者に対する交通手段の確保についてでございます。答弁者は町長でお願いいたします。

それでは質問をいたします。

少子高齢化や核家族化、過疎化等の社会情勢の変化に伴い、交通手段がなく、買い物や、通院、通学が困難な状況に置かれている人たちがおられ、生活に困っている。交通手段の有無は、高齢者や移動弱者の活動に大きく関与しており、交通手段のある人は、外出の頻度も高く買い物等以外でも、趣味や娯楽目的の外出の割合が高いと言われている。高齢者や移動弱者の生活の質的向上、積極的な社会参加を支援するためにも、交通手段の確保の必要性は高いと思われる。

高齢者や移動弱者の声を聞くと、需要としては、小型車両で細い道までの乗り入れ、高頻度運行、駐留所フリー乗降サービスなどの交通イメージが持たれていることから、ワンボックスカーでのデマンドバス運行方式での実施がイメージされる。デマンド運行方式のソフトが東大研究チームで開発され、インターネットでの利用が可能であり、初期投資が少なく済むと聞いている。

高齢者や移動弱者の足の確保をし、生活の質的向上、積極的な社会参加を支援され、住みたい田布施の実現を目指してほしい。本町でも、地域交通対策プロジェクトで町民の足の確保について、ことし3月までに中間報告を政策調整委員会に提出の予定であると説明を先般の議会で受けましたが、どのように対応されているのかお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目、お答えします。

高齢者や交通弱者に対する交通手段の確保について、地域交通対策プロジェクトの検討状況についてのお尋ねですが、この件につきましては、現在、政策調整委員会において、政策調整プロジェクトチームより報告がありました内容について、今後の対応等を協議している段階であります。地域交通対策プロジェクトチームからは、今年3月に中間報告という形で報告が提出されております。

結論的には、本町では、巡回バスのような定時定路線の運行バスの導入は困難であり、デマンド交通の導入が適していると考えられますが、まずは地域協議会等を設置し、地域交通活性化計画等の策定が必要との報告となっております。

議員が述べられましたように、デマンド運行とは、通常の路線バスのような定時路線の運行ではな

く、需要に応じて経路や運行時間を変えて車両を運行する仕組みのことで、自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望に、バス並みの安価な料金で応える地域住民限定の公共交通サービスであります。少需要に対応する場合であるほど、また、面的な運行エリアに対応する場合ほど、デマンド交通の導入に適しており、田布施町のように路線バスの運行が少ない地域では、デマンド交通が適していると考えております。

しかし、デマンド交通の欠点は、予約を管理する人が必要になることです。新しい交通手段であるデマンド交通を有料で導入するとなれば、タクシー会社やバス会社などの事業者の了解なくして通行許可はおりません。

また、実施主体や運行形態等を決める必要がありますが、道路運送法の手続が必要になる運行形態であれば、住民代表、交通事業者、有識者、行政等により構成する地域交通活性化協議会を設置し、地域交通活性化計画を策定することが前提となります。

このため、今後は、関係課で対策チーム等の設置を行い、地域の方々や各種団体との協議を進めてまいります。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） これは、私が議員になる前からいろいろと皆さんが言われておることで、前向きなお話だったろうと思っております。

地域の委員は公募等により選ばれて、利用者が利用しやすいように考えていただきたいと思うと同時に、そういうことをすると今度は利用もよくする、よく周りの人にこういう制度ができたということがわかるんで、とにかく委員は公募等により募集され、そういう検討会を設けていただきたい。

そして、先ほどいろいろ私も言いましたが、インターネットでこのソフトが開発されて、簡単にインターネットで使わせて、当然、公共施設がそういう開発をしてるんで、東大等、使わせてもらえるのです。役場が皆やるというのではなしに、今、タクシー会社が田布施にもありますので、そのほうに委託されるというのもいいんじゃないかと、タクシー会社が田布施町に全部なくなったら、出張で夜遅く帰ったときなんかは、デマンドバスでは到底来てくれないと思いますので、タクシー会社もなくてはいけませんので、そのように民間の企業ともよく話し合っていたいただきたいと思います。

そして、これは皆、高齢化になってるわけです。皆、歳をとって、検討、検討では困るのでと、いつごろ目標としては導入の予定でしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 先ほど、町長が申し上げましたように、実施主体と申しましょるか、町がというわけにはなかなか利用のことを考え、例えば柳井市の今、日積でデマンド実施されますが、それは日積の地域の方々が、自主的に運行されるということで、市のほうは補助金とか国の運行許可ということだけで、直接、三和交通さんのほうと運行の契約をされて、日積さんの場合は実施をされます。その場合700円の料金とかいろいろございますけども、問題は有償にするのか無償にするのか、その各地域の公民館といってもなかなかそういう受け皿にはなりにくいし、自治会もやはり自治会長さんも1年ごとにかわられるというようであれば、やはりある程度しっかりした組織がないと、やはり継続的な運行は責任もございませから、そうすると社会福祉協議会とか、そういったところが受け皿になっていただいて、まず試行してみようという地域からお話をして、どういう対象者を運ぶのかというような、事前のA案、B案、C案というのを具体的に庁内でつくりませんと、お話のかけようがございませ。今、それをやっておりますので、できるだけ早く社協と話をしておりますので、成案を持ってまた議会のほうにも御提案をしたいと思ひます。まだ、やっておる最中でございますので、その辺ちょっと御勘弁いただけたらと思ひます。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 私もいろいろと聞くんですが、足がないから公民館活動にも行かれないとか、病院にも行かれないとか、そして学生さんは雨降りなんかは困るというようなこともよく聞くわけですが、いつときも早く前向きに考えていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、高川喜彦議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 通告いたしましたとおり、3件の質問をいたします。質問方式は、最初は一括質問一括答弁、2回目から一問一答でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

質問事項の第1は、マイナンバー法という法律ができました。これと住民生活についてのお尋ねであります。これは、長信町長にお答えをお願いします。

報道によりますと、国は国民一人一人に番号を割り振り、年金や納税の情報を一元的に管理するマイナンバー法が国会で可決をされ、成立したとのことであります。そして、2016年1月から利用が始まるということでもあります。

この法律について、住民に最も身近な地方自治体である本町では、町民の方々にわかりやすく説明をして、これは国の法律でありますから、当然に履行していかなくてはいけないことかと思いますが、そういうわかりやすい説明責任を果たしていくことが大切だと思うのでございます。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

そもそもこの番号制度の目的は何かということでもあります。利用範囲はどういう範囲なのか、またこの番号制度によるメリットというのは、どういうことがメリットなのか、これが第1のお尋ねであります。

特に、近年、御承知のようにオレオレ詐欺とか、振り込め詐欺とか、なりすまし詐欺とかいうような犯罪や、コンピューターに進入してくるハッカーによるサイバー攻撃等が完全に防御できるシステムは構築できるのかと、とんでもないことになるのではないかと、この期にちょっと、韓国の事例なども参考にしてみたいと思いますが、こういう危険、つまり町民のプライバシーの侵害があるのではないかと、あつてはならないというわけですが、こうしたことを案じるものなんです。この点はどうか、もしサイバー攻撃を完全に防御するシステムといたら、町の全予算をつぎ込んででもできないほどの大変なことになるんじゃないかと思うわけでもあります。こうした点をちょっと疑問を感じますので、お尋ねをする次第であります。

新聞などの報道によりますと、3つ目ですが、マイナンバー法というのは正確に所得を捕捉する、そしていわゆる税と社会保障の一体化改革のために必要だということも説明されてきました。しかし、利子収入までは把握できないということも言われております。つまり、所得を正確に捕捉すると言いながら、そういう収入は把握できないということであれば、このこと自体がいわゆるマイナンバー法の設置根拠が失われているということの理由にはならないのかと、素直に考えるとそういうことになるわけでもあります。

これを3つ目に、この御見解を尋ねておきたいと、こういうことは当然に国でされていることでありましょうけれども、いわゆる自治体は住民に最も身近な自治体でありますから、この辺はしっかり説明をしていくことが必要だと。

それから本町には、4つ目ですが、個人情報保護条例、保護法と通告しておりましたが、保護条例があります。これとの関係はどういうことになるか、見直しが必要かどうか、これはちょうど10年前にくらいこの条例の制定をしてきた議会の特別委員会でもつくってきたいきさつもあるわけですから、この点をお尋ねしたいと思います。これで1問目は終わります。

それから、2問目ですが、町道御蔵戸線の道路改修計画をお尋ねするものであります。通告のお

りでありまして、町道御蔵戸線というのは御蔵戸川に沿った1キロ、二、三百の道路の話、一部であります。その御蔵戸線については、かなり最近通行量もあるように思います。大型車両もあります。

私は、地元議員として昭和60年ごろからこの道路の改修の必要性を要請してまいりました。大波野農免それから波野農免については、この当時まだ財政的な余裕も県のほうにもありました関係で、何か道路をつくる計画、希望はないだろうかというお尋ねもありまして、北部幹線という柳井の道路、大波野まできております道路の接続として、大波野農免を要望し、またそれから先の御蔵戸この町道、それから続いて波野川西への農免道路も提案してきたいきさつがあります。

そうしたことから、御蔵戸線の改修はずっとお願いしておりましたが、平成10年のころだったと思いますが、新しく前寺田町長が就任されまして、町長が就任間もなく諸般の情勢というのは、事情これは財政が厳しいということもあったのかもしれませんが、改修工事の実施を5年ほど延ばさせてほしいという話でありました。そういうことを丁重に言われました。それで、大波野農免、波野農免の工事もあることもその当時考えまして、了解をし、地元にもそのようにも伝えたことを記憶いたしております。

ところが、5年という平成15年ごろなんです。このころなっても何事もなく、今平成25年でありますから、もう約束からすれば10年の歳月がたったということになります。既に、2つの農免道路も完成をいたしました。町道御蔵戸線は、ここでクランク状になりますけれども接続道路として、大波野農免と波野農免の2つの農免道路を接続する道路でありまして、この道路を往来する人や車の交通安全ということからも鑑みまして、拡幅改修工事が必要であるというふうに思いまして、所管のこれは経済課になるのか、また建設課のほうでも大変、御心配をいただいております。これを今まで聞きますが、この具体的な今後の取り組みをひとつお願いをいたしたいと思っております。

それから3つ目、質問の3は、学校週6日制この前倒し実施についてなされたところがあります。これらの前倒し実施が都市に限られておいて、まだ田舎ではなされていないではないかと思うのですが、いろいろな報告を聞いておりますけれども、特に教育長にお尋ねであります。土曜授業というようなことが言われております。土曜日を登校する日として、特に先進地域では土曜日授業を実施して、これを保護者の86%がこれは大変、必要、結構なことだと、86%の人が答えたということでありまして。

この点、国のほうでも検討しているということなんです。以前にもこのことはちょっとお尋ねしたことがあったかと思いますが、教育長はどのようにお考えになっておられるか、聞かせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上、3問が質問の内容です。よろしくお願いたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。1問、2問は私のほうでお答え申し上げます。

まず、第1点目のマイナンバー法について、4項目の質問がありましたので1つずつお答えをいたします。

第1点目は、この番号制度の目的、利用範囲およびメリットについてのお尋ねであります。これまで行政の1つの課題として、制度運営の効率性・透明性、負担・給付の公平性、正確な所得及び資産、の把握及び関係機関での連携などが挙げられておりました。国は、このマイナンバー法により、より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やかに、かつ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって便利性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己に関する情報をコントロールできる社会の実現を目指しています。

利用範囲は、社会保障分野、国民健康保険・国民年金・障害者福祉等、税分野、所得税・町民税等及び防災分野での利用とされています。メリットとしては、個人番号カードを一人一人に無料交付し、健康保険証、年金手帳、介護保険証として利用でき、また、所得の把握や被扶養者の所得要件、扶養

者の二重控除の不正防止、年金記録問題や生活保護費の不正受給の防止、防災分野における被災者の特定利用が可能とされます。

第2点目は、プライバシー侵害が生じる危険はないのか。サイバー攻撃等からの完全な防御システムが構築できるのかとのお尋ねですが、特定の個人情報が不正に追跡・突合されるのではないかと、また財産その他の被害が発生するのではないかとといった懸念が考えられます。

国はこれらの懸念を踏まえ、特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報のファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に関する影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講じるよう情報保護評価の指針を示すとされています。

この指針により、本町におけるセキュリティの確保及び個人情報保護対策について、特定個人情報保護評価の実施、庁内での情報連携のあり方など、今後明らかにされる情報提供ネットワークシステムの仕様等を踏まえ、システムの改修を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目のマイナンバー法の目的である正確な所得把握についてのお尋ねですが、税分野でのメリットとして所得の把握や扶養控除の不正などは、データの共有により防止できると判断されますが、分離課税の利子所得や全ての事業所得や海外資産あるいは取引情報の把握には限界があるとも言われています。このことについて必要があると認められるときは、所要の措置を講ずることとされ、マイナンバー制度の運営を公平・公正で効率的なものに改善する見直しへの取り組みが行われることとされています。

4点目の個人情報保護条例の見直しの必要性についてであります。国において個人情報保護に向けて特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、あわせて罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じるとされていますので、今後、明らかにされる情報をもとに条例等の見直しも検討する必要があると考えています。

では、2点目の町道御蔵戸線の道路改修についての御質問でございます。

町道御蔵戸線、特に県道下松田布施線と町道御蔵戸吉水線間においては、2つの大規模農道路との接続による連続性もあり交通量が多くなっております。

以前より道路改良の要望はございましたが、平成20年ごろから国営圃場整備事業により国が事業主体となって町道御蔵戸線の道路改良計画が具体的に進められてまいりました。概略の測量設計も行われ、地元関係者との協議も進んでおりましたが、平成21年9月の政権交代による民主党政権において、事業の見直しなどが行われ、農道整備事業は凍結となりました。

しかし、平成24年12月に再び政権交代となり自民党政権となったことから、農道整備事業に対する国の方針も事業を推進する方向に変わり始めました。また、町も山口県に対して、地域の農道ネットワークを確立するため、町道御蔵戸線、町道川西大田線の2路線の道路整備促進を山口県知事に強く要望してまいりました。

その結果、平成25年度から山口県が整備主体となり、ふるさと農道緊急整備事業として町道御蔵戸線、町道川西大田線の2路線について整備を推進していくこととなりました。

町道御蔵戸線の整備は、県道下松田布施線と町道御蔵戸吉水線の交差点までの延長約600mを幅員7mで整備する計画とされておりますので、今後、用地関係者との協議を得ながら、町も県と一体になって事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。あとは、教育長にお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。お答えをいたします。

文部科学省が公立学校に導入を検討している学校週6日制について、一部自治体等で前倒し実施が進められているようであるが、この学校週6日制前倒し実施について、どう考えているかというお尋ねでございます。

平成14年4月に、学校週5日制が導入されて以降、土曜日を平日同様の授業日にする取り組みは、東京都や福岡県など一部の公立小中学校で見られ、御承知のように山口県内におきましても、防府市が全小中学校で原則、毎学期に1回、土曜日を授業日にするという発表し、本年度から試行を開始していることから、この問題が身近な話題となっております。

こうした学校週6日制、いわゆる土曜授業が支持され始めた背景といたしましては、平日の授業時間が過密になっている、子供たちの中には土曜日を無目的に過ごし生活のリズムを乱しているといった問題があります。加えて、月1回程度の土曜授業を実施している学校では、子供たちにゆとりがあるのか帰るときは嬉しそうである、学力向上に効果がある、授業時数が増加したことにより時間をかけて教えることができるといった声があるようです。しかし、教員の勤務時間の振りかえや教員の定数改正等、法改正を含め難しい課題も多々ございます。

本年度から土曜授業の試行を始めている防府市では、授業日に充てる土曜日の決定や授業時間、授業内容等につきましては、学校側の裁量で決める方針のようです。また、授業内容としては、保護者や地域住民を招いての公開授業、あるいは体験学習、スポーツ大会や文化祭といった学校行事の実施などを予定していると聞いております。

こうした学校行事や体験学習等を土曜日に行い、平日をしっかり教科指導に充てる考え方につきまして、本年3月18日に開かれました文部科学省の公立小中高等学校の学校週6日制検討チームの会合におきまして、総合的な学習や道徳の授業を土曜日に回すことで、平日の教科指導を充実させる案を軸に、実現を目指しているといった報道もなされております。

私は、さきの防府市の考え方や取り組みを大変評価しているところでございます。また、文部科学省の検討チームの方向性につきましても評価をしているところでございます。

仮に、本町で実施するとなりますと、月曜日から金曜日までは教科指導をしっかり行い、毎月1回程度、土曜日を授業日として学校行事や体験活動、体育・文化活動等を行っていくとともに、公開授業等も行いながら、保護者や地域の方々にとって学校がさらに身近になるような取り組みができたというふうと考えております。

なお、本町における学校週6日制の前倒し実施につきましては、国における確かな方向性や法改正、予算等が不透明な状況でありますし、加えて、保護者や関係者の意見が集約されていない状況での実施は困難であると思っておりますので、今後、国や県教委の動向を注視しながら、保護者や関係機関等の御意見を賜りながら前向きにこの問題を考えてまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 質問事項1のマイナンバー法についてであります。この1のほうの目的あるいは利用範囲については、よくわかりました。ただ、2項目のいわゆるサイバー攻撃等ですね、これはまだ確実な絶対大丈夫というのは、ないようですね。

世界の情勢を、新聞のこれは報道なんです、アメリカなどでも非常に不正利用が多いと、アメリカでは労働許可を持つ在留外国人も含む国民が社会保障制度と徴税の目的でこれを実施しております、身分証明書にも使っているし、銀行の口座を開設するにもこの番号制度をしっかりと番号をもらってないといけない、不動産の取り引きもできないというような状況にあるようです。

しかし、それが逆に、今度はいわゆる個人情報として不正に漏えいしていく、ハッカー、サイバー攻撃というんですか、そういうものに災いされて、非常に危険な状況になっているということも、報道で大きく出されております。

それから、お隣の韓国などでも3,500万人のこのマイナンバーが漏えいして、大変な混乱を招いたということも報道されております。フランスでは、国のほうに個人情報保護の特別な部署を設けて、この監視をしているということも報道されております。ドイツでは、これは税金に使うだけのマイナンバーが、納税に使うだけのマイナンバーがあって、ほかの目的は認めないと、利用目的は認め

ないと、こういうことだそうであります。そのほか各国で、スウェーデンとか各地でこれが使われておるようですが、我が国で本当にただでさえ犯罪が非常に多い今日です。本当に大丈夫なんだろうかということを私は懸念をするものでありまして、よくその辺を今後あと2年半ぐらいで、平成16年の、平成じゃない2016年の1月までの期間に、しっかりしたものにしておく必要があるんだろうというふうに思います。

今まで、田布施町にはこうしたことから、この住民基本台帳カードというのがあって、私もこれ大変お世話になってるんですが、例えば羽田空港に行くと、羽田でも成田でもそうですが、特別な検査を受けるときに、これをばっと見せればどうぞということになるんで、非常にこれ、幸せました。官庁、いわゆる私なんかよく文部省とか行きますけれども、そのときもこれを提示すれば官庁でも入らせていただけるということで、これは非常にありがたかったんですが、今度はマイナンバーのこういうカードもつくる計画はあるんでしょうか。

以上の3点について、各国の情勢と本当に安全な管理ができるのでしょうかということと、こうしたものの具体的な私どもの取り扱いの方針など、こういうカードを設置するなどをお尋ねをしてみたいと思います。

この3点を再質問します。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 全て3点とも私のほうから、答え切れない部分もありますので、その辺を御容赦いただきたいと思うんですが、今の最後に言われた住基ネットの関係、これは非常に本当いいんですが、これが今度のマイナンバーがそういうカード制になるかどうかというのが、ちょっと私今の段階ではまだ勉強不足もあるし、先般、法がやっと通ったばかりでありまして、その辺の話は担当のほうがあれば答えさせます。

諸外国のいろんな状況、いろんなニュース等で見る限り、安心できないことがある。ただ、日本が一番この先進関係からいけば、遅れたこの国民1人当たりのマイナンバー制度が、逆にその辺をしっかり考慮して国はやってくれるだろうという安心感というか、不安を解消してくれる部分があるんじゃないかなという気は少し持ってます。それが、ちゃんとできれば、今言った個人情報の関係にしろ、あるいは漏えい問題にしろ、全てそういったものを、諸外国があればおかしな問題を多く起こしているこのナンバー制度はこういうところが悪いんだよということを今、一生懸命国もやってるんだろうと思いますし、やはり国民にそういう法が改正されたということで、いろんなニュース等もやみくもその話をしておりますが、報告が実際にでき上がったんですから、その方向性で2016年度にはスタートするだろうというふうに思いますけど、それに向けて幾らかは諸外国を利用するというような表現はおかしいと思いますが、諸外国の悪いところは全部やらない、よいところだけを取り込んでいくマイナンバー制度がかなうのであればなどという安堵感を持ちながら、今その状況の流れを見てると同時に、うちのほうも職員挙げてこの件は勉強していかなければいけないというふうにも思っております。また、住民の皆さんにどんな質問があってもちゃんと答えられるような対応策は今後とっていきますので、御理解をいただきたいと思います。ちょっと、答えられる部分を。

○議長（藤山 巖議員） 河村町民福祉課長。

○町民福祉課長（河村 五男君） 今のマイナンバー法によりますと、住基カード等マイナンバー法案によるカードの併用でございますけれども、平成28年1月からこのマイナンバー法が執行されます。平成27年秋ぐらいから、個人の方にこれを作成する申請書を送付します。これで申請を受けますと、顔写真入りのカードを作成するというようになっております。

今、現在、議員さんお持ちの住基カードでございますけれども、1年間ぐらいはこの住基カードとマイナンバー法によるカードを、併用して使えるというふうに聞いております。いかんせん、まだ法律が通ったばかりで情報等も、私どもに入ってきておりません。部内におきまして、副町長筆頭としまして、総務課、企画財政、健康保険、税務、町民福祉等の各課での連絡を持つような委員会を

持っておりますので、情報提供があれば協議しながらまた議会のほうにも報告というか、それをさせてもらいたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） ありがとうございます。

町のほうでは、そういうもう委員会をつくってこれの研究なり、いろんな対策を考える、そういう部署をつくられてるんですか。今、お話があった。

○議長（藤山 巖議員） 河村町民福祉課長。

○町民福祉課長（河村 五男君） 部署といいますか、各課で情報を共有しようという形で、今後の事務を進めていこうという形での連絡をする場を持っているということでございます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） ありがとうございます。質問の2項目に移ります。

今、丁寧な経過を説明いただきましたんですけど、政権の交代等で私もいろいろ聞いておりますのは、圃場整備で役に立ちそうとか、あれはもうできんだそうなどという話も聞いたり、いろいろいたしておるんですけど、県のほうでふるさと農道としてこれは改良してくれる、こういうことを今御答弁いただきまして、非常に展望が開けた思いであります。7メートルの道路と今聞いたんですが、どのくらい広がるんでしょうか。具体的に。

○議長（藤山 巖議員） 川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 現状は、でこぼこの幅員がありますから、概略で言いますと、5m前後が主な路線となっています。県からは、具体的な話はまだございませんけれども、以前圃場整備のときからの協議の中での7mであるため、2.75、2.75の、路肩が0.75、0.75ということで、車道幅員が5.5で路肩が1.5で7mという形になります。現状で言えば、約2mぐらいの拡幅全体です。平均すればなるんだろうと思いますけれど、まだ延長600mで幅員7mということで、概略しか聞いておりませんので今後地元説明会で協議しながら、また具体的な構造等決まってくるものだろうというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） この辺では、ふるさと農道で私、存じ上げているのは、大和にふるさと農道として整備したところがありますが、ちょうどトンネルがあって、この農免でトンネルにつながっているあの分の道路ですが、2車線ありますよね。この今の拡幅整備しようとする道路も、大体2車線にはなるんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 先ほども言いましたけれど、まだ具体的ではないんですが、以前の協議の中で進めてきている話の流れでいけば、2車線2.75ですから中央線がある2車線の道路という形になります。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） ありがとうございます。2問目もよくわかりました。3問目の教育長に再質問をさせていただきます。

教育長はこの土曜授業というのを評価しているというふうに先ほど伺いましたが、月1回ぐらいがいいというふうにお考えですか。1カ月の中で、1回ぐらい土曜授業というのを考えた方がいいと、今各地で行われているのは月2回というのが大体平均のようです。先ほども答弁にありましたように、先生方の勤務の条件といいますか、そういう関係があってその月1回なのか、そういうところの問題なのか、その辺をどういう根拠で月に1回ぐらいということでお考えなのか、この辺を聞かせておいていただけたらと思います。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 私の今のいろんな状況を見ると、田布施においてはまだ防府は学期

に1回ですから、年3回ですが、今先生おっしゃったように、そういうところも結構全国であります。私は月1という形です。そうなりますと、10回程度ですかね、年間。それは12カ月ありますけど、8、9、10ぐらいになろうかと思えます。

何でそうかと申しますと、1つは今おっしゃいましたように、教職員の振りかえの問題があるかと思えます。月1では35週になりますけど、その半分ですから、十七、八になります。非常に、そういう面での振りかえの負担が大きくなる。夏休み長期に持ってくるかでないとなかなか、いわゆる規則で決まってるような全8週、あと、前補習とか、8週とかになると難しくなると言うんですけど、もう1つは現在うちの小中学校の教育課程を考えた場合に月1回ぐらいやると、非常に今いわゆる月曜日から金曜日までの間に教科授業をしっかりとできるということで、欲張りしたいとこではありますし、そういった振りかえの問題があるからもあるんですけど、月1回あれば非常にいわゆる教科指導にも効果が出るし、またそういう土曜日なんかで地域の人と接する機会もふえてくるということで、そういう両面から一応月1回でいいんじゃないかということです。学力についてもかなり実績が出ておりますんで、そのほうで余りそれについてとらわれては現在おりません。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 3つの質問について、私はいただいた答弁で十分であります。大変ありがとうございました。これで終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、高川喜彦議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） ここで、暫時休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。
午前11時55分休憩

午後 1時27分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を行います。河内賀寿議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問いたします。質問方式は、一問一答でお願いします。質問事項は、田布施町のゆるキャラを公募して、着ぐるみを制作してはということで、答弁者は、長信町長でお願いします。

平成23年12月議会で本町もゆるいマスコットキャラクターの略、通称ゆるキャラを公募して、着ぐるみを制作してはどうかという一般質問をした際、実現性は難しいというふうな回答でございました。

その後、ここ1年半ゆるキャラは、メディアでの扱いや一般の人々の認知度も盛り上がる一方です。我が町の名前や特産品を全国にアピールする上で、着ぐるみは、もはや常識と言ってもいい社会状況になってきたと思います。ちなみに着ぐるみの製作費は、通常約60万円だそうです。

ゆるキャラのかわいさなどによって、選ばれる、選ばれないなどの差はありますが、例えば、テレビで車のCMにゲストとして出させてもらうことになれば、こちらは広告代を一切出さないのに、全国のメディアに出ずっぱりという状況ができ、広告代に換算すると、何千万円、何億円というのと同じ効果が得られます。実際、そういうCMや情報番組などの取り上げ方もされています。

山口県のちよるるは昨年のゆるキャラグランプリ2位ということで、ほかの順位までと一緒にこういった切手にもなりました。これは、郵政省にただで全国にCMしてもらったのと同じに考えてもらってもいいという感じです。ちよるるの場合は、ほかにもいろんな宣伝の方法もありましたけど。

さて、平生町は、昨年秋から「かんぷうくん」という着ぐるみを、いろんな地方で活躍を始めました。5月の連休には、柳井のフラワーランドで、近郊の岩国、周防大島、柳井の着ぐるみと一緒に来場者を喜ばしていました。こんな感じですけども、これは、インターネットで、こういうふうに、流れておるわけなんです。

本町にはないので、この仲間にも入れません。一過性ではなく、息の長い愛されるものにしないでほしいませんが、上手な手法さえとれば、町の宣伝等の費用対効果は十分に得なものになると思います。そろそろ、本町もゆるキャラ公募を、着ぐるみ制作をしてはどうでしょうか。お聞かせください。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

イメージキャラクターの製作についてでございますが、議員御提言のとおり、地域のブランドを確立するため、地域資源をキャラクター化した「ご当地キャラクター」が多くの自治体で作製されているようであります。近隣では、平生町観光協会がイメージキャラクター「かんぷうくん」を作製されており、また、柳井市でも、柳井市観光協会が観光マスコット、キャラクター「ハレマル」君を作製し、本年1月に誕生イベントを開催されております。

このように、マスコットキャラクターは、地域との関連性が重要であり、また、自治体のイメージアップにもつながらなければなりません。しかし、関連性の薄いものであれば、住民の理解や自治体をPRする効果が薄れ、一時的なものになってしまい、飽きられてしまいます。

そのため、田布施町内でさまざまなまちづくり活動に取り組んでおられます方々と連携をして、一過性ではない地道なまちづくりの取り組みがあつてこそ、田布施をイメージアップできるようなキャラクターが生まれてくるものだと思っております。

本町でも、本年4月から地域おこし協力隊員が「のんびらんど・うましま」を情報発信の拠点としてまちおこしの活動を開始し、また田布施町観光協会の理事としても活動を開始しておりますので、今後、田布施町観光協会やまちづくり活動に積極的に取り組んでおられる方々と緊密に連携して、イメージキャラクターに限らず、田布施町のブランドなどの創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 前回のときの答弁では、本当にもうつくってもらえない雰囲気があつたんで、今回は、何か今の答弁聞きますと、うましまのイメージキャラクターができそうな感じ、聞こえるような形でもありましたが、今、言われたとおり、一過性にしちゃいけないのですね。それだともったいない話になりますんで。

それで、結局、前にもキャラクターとして、青少年健全育成町民会議、社会教育課の「いちじくちゃん」ていうのができちよるって話、この場合は、着ぐるみじゃなくて、普通に平べったい、平面でのキャラクターの応募のやつ、話にも少しされたんですけど、例えば「いちじくちゃん」の場合だと、田布施町の田んぼを紹介したいときに「いちじくちゃん」が出ちゃあいけんけえ、イチジクの宣伝とかにしか使いづらいなっていうのは、限定的な要素にキャラをつくるのは難しいなと思ってんですけど、これはまだ着ぐるみとしないで、ゆるキャラとは言えないですけどね。

私、前にも提案したとおりなんですけど、普通に田布施町の名前で、「たぶちゃん」でもいいし、「たぶ君」でもいいし、前に見せたときに、田布施で船長でかけた「たぶ船長」とか、こんなキャラクターで、名前はいろいろやり方はあり、これは、単純に考えていきたいと思うんですけど。田布施で絡んで、の名前の広報のゆるキャラにするのが、まず第一だと思います。それだと別に麻里府のほうの魚の話だって、田んぼの話だっていろんなものに使えると思うんですけど。キャラクター自体、田布施で、絡んだもので応募するんが、いいんじゃないかと思えます。

あとは、一過性で終わらせない方法として、もちろん公募というんで、皆さんに聞くという子供たちとかにデザインしてもらうのが大事なことで、桜まつりとかでも応募のときにするというのは、前にも言ったとおりなんですけど。3年ぐらい、この独身キャラとして、あと3年ぐらいたったら、もしかして人気も衰えそうな感じになったところに、このたぶ船長の奥さん募集とか、そういうのをまたやったり、また、数年たったら子供の募集、名前もストレートにマリフ君とかオゴウ君とか東田布施君、東シー君とか、例えばそういうのを毎回、幼稚園児なり少年少女の小学生らに桜まつり前後とか

で、キャラクターの公募というようなことをしたら、ファミリー化のようなことをすると、毎回盛り上がりができますんで、こういう方法は、リカちゃんとか、ウルトラマンでもとられるってことで、ファミリー戦術なんですけど。

こういうやり方で、毎回キャラクターが非常に、映えてきますし、もともと子供の小さいころのプレゼントに熊のぬいぐるみとかもらって喜ぶもんですから、そんなに廃れはせんと思うんです、かわいらしいのをさえ、つくっておれば。結構うまくやれば、永遠不滅とは言わんですけど、長もちっていうか、十分長いキャラになれると思いますので、その辺はやり方次第だと思いますけど。

ちょっと、さっきの話に戻りますが、今、前向きに感じたんですけど、単純にはうましまキャラとかを、ちょっと真面目に考えられたんですか、ちょっとお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御答弁申し上げたとおりでありまして、別に今、直接何かを考えてるかということではありません。町も今、観光協会も独立の方向で、観光協会も含めていろんなまちおこしの協力隊たくさんいらっしゃいます。そういう方等々のいろんな話を出していただくというのは大事だろうと思いますし、議員、御提案のとおり、そういうところにも、しっかり働きかけて、みんなで、ほたら行政がちょっと音頭取れやということになるんかもしれませんが、なかなか県単位とか、大きな単位でしたら、確かに山口県にしろ、愛媛県にしろ、熊本県にしろ、すばらしい全国的なキャラクターとして宣伝になっておりますが、我々、田布施の町で、それだけの宣伝効果が出て、町自体に宣伝効果という、町の名前の宣伝はなるかもしれませんが、町自体に大きな利が得られるには、やはりそこで、いろんな観光関係を含めた観光協会等がしっかり組織した中で、そのキャラクターが生かされるまちづくりにしないと、何をつくっても生かされないんじゃない意味がないなという気持ちを持っております。

ですから、一つ一つ地道に、まず町を宣伝するには、町に利が上がる宣伝効果でなきゃだめだということを基本に持っていかなきゃいけないのかなという、私は思いを持っておりますので、ちょっと議員さん方もそういった、議員もしっかりとPRを兼ねた提案をされて、いろんな団体と協議をされながら、いいアイデアを出していただければなという気持ちは持っておりますし、またそれもやっていきたいというふうに思いますが。

業者さんも、結構そういうのをやられまして、もう御承知かと思いますが、「たぶんクマ」というようなキャラクターをつくって、東京あたりにも宣伝効果されている方もいらっしゃいますし、そういう意味に置いていろんなところと連携を取りながら、支障のないようにやっていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 今の聞いて思うんですけど、例えば、向こう側の観光協会の人なり、協力隊の方が、ぜひつくってくれという形で、私の提案の方じゃなくて、向こう側のほうからの、もちろん協議された上で提案があったら、やはり前向きにつくろうとされるでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） そういう、諸団体からまちおこしだとか、地域の利になる田布施の町のためになるよという形での御提案であろうし、議員もそのつもりでおっしゃっているんだろうと思いますが、よくその辺が話が出ますと、一生懸命こちらもその辺を考えていかなきゃいけないと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 今、非常に前向きな発言といいますか、非常につくってもらえそうな感じで、私は非常に満足いく回答だと思います。

ぜひ、田布施にすばらしいキャラクターが生まれればいいんじゃないかと、ほんとに朝、見て、テ

レビをつけると、ワイドショーその他でいろんなところの「ご当地ゆるキャラ」が活躍しております。その中に田布施のゆるキャラも出て、日本全国の人に認知されるようなことがあればあと非常に思ってる次第ですけど、今何かいい感じの回答だったので、ぜひそういうことが望めればと思って、この一般質問を終わります。

どうか、よろしくをお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、國永美恵子議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 通告をいたしましたとおり、お尋ねをいたします。

まず、町長に、太陽光発電施設等の農地対応について、お尋ねいたします。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まり、各地で再生エネルギー施設の導入が相次いでおります。特に、注目を集めておりますのが太陽光発電であり、大規模な用地が容易に確保できる農地への施設がふえておりますために、農水省は農地転用許可制度上の新たな判断基準を示しました。

3月議会の西本議員の耕作放棄地への太陽光発電に対する質問、このときに、町長は転用の必要、固定資産税の増加等問題が生じる、今後の課題という趣旨の答弁をされておりました。

その後の、3月28日付で農水省農村振興局長通知が出され、状況変化があったと。はっきりした部分があったのではないかと思います。通知によりますと、耕作放棄地のうち、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地は、農地法の規制の対象外となるため当該土地に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、農地法の規定による農地転用許可は要しない、となっております。

また、31日付、支柱を立てて、営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて、通知しております。この場合は、発電施設を設置した下を耕作し、支柱の設置について、一時転用許可の対象とすることになります。

要するに、転用許可の不要な場合もあること、農用地区内農地でも、発電設備の設置が可能であるということです。本町では、県が進める再生可能エネルギー推進への取り組みは、政策調整委員会に再生可能エネルギー・LED化検討プロジェクトを立ち上げ、地球温暖化防止を目的として検討を行っているということでしたから、農地への設置で再生可能エネルギーの推進にもつながります。

何よりも、耕作放棄地の利用、環境美化対策にもなります。農地活用ができることを町民に知らせ、取り組みを行ってはいかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

この件につきましては、本年3月議会の西本議員からの「耕作放棄地の田んぼを太陽光発電」の一般質問に、「農地法で農地を農業目的以外に使用するためには、県知事の農地転用許可が必要で、仮に設置できたとしても課税地目が変わり、土地所有者にとっては固定資産税が増加するなど、設置にはさまざまな問題があるので、今後、研究してまいりたい」と答弁しています。

その後、本年3月末に、農林水産省は再生エネルギーの固定価格制度での、売電を目的に、支柱を立て、農作物を生産しながら太陽光発電パネルを設置する場合の農地転用許可制度の取り扱いの基準を決め、都道府県等に通知しています。

その内容は、支柱部分については、農地法第4条、5条の転用許可を必要とするとともに、農用地区内の農地やI種農地に設置する場合には、一定の要件を満たす場合に3年以内の一時転用許可の対象とし、3年ごとに更新できるというものです。

このたびの國永議員の御質問は、この農林水産省の新たな判断基準が示されたことに伴う質問と理解しております。

民間が、農地転用許可基準や今回の判断基準をクリアして、許可を受け、太陽光発電設備を設置されることは、何ら問題ありませんが、仮に町が耕作放棄地対策や環境美化対策として取り組むとすれ

ば、採算がとれるかどうかや適地があるかなど、さらに研究する必要があると思っています。

いずれにしても、農林水産省の新たな判断基準は、支柱を立てて、営農を継続する太陽光発電設備について、農用地地区内の農地やⅠ種農地での3年以内の一時転用許可として認めているということから、評価していますし、今回の判断基準は周知する必要があると思っております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 今、町長最後におっしゃったこと、周知する必要がある、まさにここなんです。以前、お尋ねしたとき、町長も行動されている、とおっしゃった農業会議所が出ております農業新聞、この4月26日付、これを見まして、私もその情報を知り得たわけですけど、大変詳しく書いてありますので。これを町が取り組むとか、取り組まないというよりも、町民に知らせて、町民が取り組むということ、みやすくなったわけですから、簡単に言えば、その方向をしてほしいと。ですから、周知の徹底してほしいということ。それから、わからないことがあれば、農業委員会等に問い合わせとか、そういうことになるかと思えますので、その辺をしっかりとやっていただきたいということでございます。

それで、固定資産税が万が一、転用の場合上がりますけれども、それは上がれば上がって、町の収入が、税収がふえるわけですし、またそこに設置をすれば、町民にとりましても収入がふえるという、所得っていいですか、収入がふえるわけですから、それは、それでいいんじゃないかと思うんですね。

それから、課税についてちょっとお尋ねしたいんですけども、三重県の伊賀市の、農業新聞に紹介されていますけど、こういうふうの下に稲をつくって、上にソーラーをする場合、固定資産税は現況課税ですから、当然と稲つくってれば農地、じゃあ上はパネルってどうするのかということになって、農地のまま農地として使うのであれば、農用地課税、農地課税であろうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） 國永議員が今、言われましたように、現況課税ですので、パイプの支柱の下が農地として使われていれば、農地として判断いたします。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そういうことになりますと、ますます町民に広めてもいいんじゃないかと、このように思っております。それと、先ほどから美化対策というのも言っておりますけれども、耕作放棄をされて放置されてる農地がたくさんございますか、これに、パネルが発電施設がつけられるということになりましたら、新たに美化対策になるかと、私はこういうふう思うんです。

それともう一点、農用地、線引きがされてる農用地、その農振地域の農用地、そこにも設置ができるということで、それについて、特に、転用の必要がないというのがございますね。ですから、非農地と判断された耕作放棄地に設置する場合というのがございまして、農用地に設置しようとする場合は、あらかじめ農振地域から除外しておくというふうに書いてございますので、そうすると圃場整備が終わった農用地であっても、将来は、今、圃場整備に取りかかっている、そういう農地もございまして、もう圃場整備が終わってる農地もございまして、そこが荒廃している農地もございまして。

ですが、そこにパネルを、太陽光発電、これを設置したいという場合には、先に農用地除外の申請をするということになりますと、大変、その圃場整備をした後の農地も除外しやすくなるということになります、そういうことで、町長、よろしいですか。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） 今の太陽光発電と農地転用の関係でございまして、あくまでも農地性がないという判断を、農業委員会がしたということでございまして、例えばの例を言えば、もう山林として、山のようになっているようなところで、機械を入れようがどうしようが、農地

には戻らないという判断をしたものについて、そういったことでございまして、農振の用地のような場合、必ずしもそうなるとはちょっとわかりません。普通、そういった農地につきましては、転用する場合は、被害防除計画といひまして、周りの田畑に迷惑がかからないようにいろいろ計画を出していただくようになります。

農地でないということにしますと、そういった計画が提出いただく必要がなくなってくるわけございまして、それはまた、逆に農地を法的根拠なくして変えていく、ほかの地目という形になりますので、そういう点においては、慎重に対応しなければならないという問題だというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） ですけども、猪が出たり、猿が出たり、そういうところで、今、確かに圃場整備が済んだ農地につくられてないところがあるというふうに思います。以前にお聞きしたときにはいろんな問題があつて、耕作されてないというところがありましたね。それも荒れて、だんだん放置していけば、山のようになるのかもしれないですけども、そういうときには転用しなくてもできるよということだろうと思うんですけども。いろいろ条件があるんでしょうけども、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準についてというのを、平成20年4月15日付で通知があつておりますから、特にそういうところに係るんかなと思いますけれども。

ただ、圃場整備の終わった農地でもそういうことができるということは、ここにはっきりしているんだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） あくまでも、農地性がない、ただ、耕作放棄地といつてもいろいろ定義もございまして、荒廃農地の定義でございまして、あくまでも農地にも復元できないという状態の農地でございまして、そのときは農地じゃなくなるわけございまして、それに対しては、当然農地でないですから、農地法の適用を受けないというふうなことでございまして、そういう形で御理解いただいたらと思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。要するに、圃場整備が済んだ田でもそういう可能性があるということは、はっきりいたします。ですから、圃場整備が終わった後、そういう可能性がないように、できるだけ、農地として活用していただかなければいけないということも、ここに問題があるかと思ひます。ぜひ、町長が先ほどおっしゃったように、これは住民の方に周知していただきたいということでございまして。

県の再生可能エネルギー推進法指針でも、瀬戸内海側の豊富な日射量というのを言つておりますので、これについては、ぴったり当てはまるかなと思つて。町が直接やらなくても、私は、そういうものを後押しをするような方法でしっかり知らして、住民の方に利用していただければと思ひますので、町長に承知していただいたらと思ひます。

よろしゅうございましてか、町長。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 周知のほう、できるだけ早く行うようにします。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） それで、2問目に移らせていただきます。

健康づくり、町の支援についてでございます。

妊産婦無料歯科健診の実施と前立腺がん血液検査に補助金を出して、早期発見の推進を求めるものでございまして。

ことし3月、田布施町健康増進計画が出されました。これは、第5次総合計画の「笑顔と元気あふ

れる住みよいまち田布施」を実現させるため、町民の健康づくりを推進していくものとあります。

自分の健康は自分で守るという自覚も大切ですが、町の後押し、支援は必要であり、重要でございます。

まず、妊産婦の歯科健診についてでございますが、3月議会の予算委員会でしたかね、少々申し上げました。県内の健診状況、郡内の状況について町長も御承知のことと思います。妊娠7週ごろから乳歯の準備が始まるということです。妊娠中は、歯周病になりやすいということ。母親が歯周病だと低体重児出産や早産のリスクが高くなると言われております。ですから、妊産婦の歯科健診も大変大切でございます。

次に、前立腺がんについては、高齢者に多く、50歳を過ぎたら1年に1回の検査を受けることで早期発見をして、適切な治療を受ける、完治が期待できるということですが、単に補助金を出すという考え方ではなく、補助を行うことで検査の後押しを行う。住民に検査を促し、受検率を上げる、上げていく。健康増進計画にありますように早期発見、早期治療につなげるということですが。

県内では、既に実施自治体があります。総合計画で、町長は住みよさ、山口県一のまちづくりを進めると言われてます。その長信町長にあっては、早急な対応があるべきだと思います。お考え、お尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

本町では、今年3月、健康増進法に基づく田布施町健康増進計画を策定しました。

策定に当たっては、町民のアンケート調査を実施するとともに、各方面からの御意見等を聴取してまいりましたが、この計画では、健康づくりの基本として、一人一人が健康意識を高め、健康づくりに励むよう町民みずから取り組むとともに、地域、行政がその支援をしていくとしています。

そのため、計画の期間としている平成32年度までの目標・評価指標を定め、実施に向けて、個人においては世代ごとの目標と取り組みを、また地域や行政の取り組みを掲げ、協働して目標等の達成に努力していくこととしております。

本年度の取り組みとしては、健康づくりへの意識づけを行うこととしています。その施策として、健康づくり事業、検診事業等に参加された方にスタンプを押印し、スタンプ数に応じて賞品と交換する「たぶせ・いきいき健康スタンプラリー」を実施しています。

御質問の歯科健診やがん検診による健康づくりのための町の支援についてであります。まず歯科健診については、歯の健康が体の健康に大きな影響をしていることが、学説などで述べられていますように、町健康増進計画においても、歯科検診の実施を掲げております。

議員の御指摘のように、特に妊産婦は生理的变化により、う歯と歯周病が増加することから、歯への影響も大きく、また胎児期から既に乳歯及び永久歯が形成されていることから、乳児の歯、口腔の健康づくりのためにも妊婦の歯科保健は必要と考えております。

私としましては、妊産婦の歯科健診はもちろんのこと、計画に掲げています成人の歯科健診の実施も考えていかなければならないと考えています。今後、歯科健診の実施に向けて、関係機関と協議してまいります。

次に、前立腺がんの検診であります。近年疾病者が増加している状況であります。疾病については、血液で検査できることから、実施に向けて取り組んでまいります。

実施に当たっての対象年齢、または実施方法や自己負担等の検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） おやりになる、やっていただけるというふうに解釈をいたしました。妊産婦の歯科健診の場合、健診料は、2,000円から3,000円くらいかかるでしょうか。それにしましてもここ数年対象者が100人前後ということですから、予算的にはわ

ずかなものでございましょうし。そんなに、特別予算を取ってやらなければいけないほどのものではないと思いますので、すぐ実現できるんじゃないかと思うんです。

関係機関というのは、お医者さんとかそういうところかなと思いますが。町内で、お医者さんが、個人の開業医院が少しずつ減っております。それに対して、歯医者さんのほうは田布施町内でもかなりございますので、町内対応で十分いけるのではないかなというふうに思っております。

それと、前立腺がんのほうですけれども、これはいつごろから取り組んでいただけるのか、歯科はすぐだろうと思うんです。すぐってというのは、この後、1カ月か2カ月先には、おやりになっていただけるのではないかなと思いますが。こちらの要望といいますか補助といいますか、そういうことはいつごろからやっていただけますか。

○議長（藤山 巖議員） 猪股健康保険課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 増進計画の関係もございまして、計画どおり全てを単年度で実施することは難しい面もありますので、それは早急に対応させていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 早急にっていうのが、いつなのかよくわかりませんが、それでお尋ねしているんですけど、いいことをやるのに、その計画を前倒しだろうと何だろうと、それは構わないと思うんですよ。歯科のほうは、すぐやっていただける。ただ、さっき町長もおっしゃるように、前立腺がんのほうは、補助率とか、いろいろなものが、年齢的なものがあるからというので、少しはおくれるかなと思いますが。よく言われるように検討がいつなのかとか、いうことになるわけですけれども、早急の対応って大体いつぐらいと思えばいいんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 猪股健康保険課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 新年度に向けて対応させていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 新年度じゃ遅すぎるでしょ。歯科は、妊産婦の歯科は、周辺やってるでしょう。私、3月にも少し言いましたよね。やるっていうのに、叱られるのかと町長思われるかもしれませんが、歯科はすぐ対応すれば、今年度中にできるでしょ。違いますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ちょっと関係機関ちゅう表現をしましたが、田布施町はお医者さんがいっぱいおると、妊婦の方が行く場所が違ったりして、病院に、産婦人科の関係等があつて、お医者さんとの協議をしっかりとかなないと、向こうの徳山のほうにしちよるんが田布施の歯科医院にちゅうわけにいかなかったり、いろいろ状況があるんじゃないかなという不安も少し抱えております。

ちょっと、担当のほうともよく協議しますんで、関係機関っていうのも、その辺を踏まえて、できるだけ早急にやらなければいけない事案だというふうに思っております。

来年度に向けては間違いないということで、の表現にさしてください。その調査が早く済めば、予算的には大した金額じゃありませんから、対応できるようにしたいという気持ちは持っています。

健康の大事な、一番でありますんで、対応していきたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 今、町長がおっしゃった、産婦人科ということで、よそのほうかかっていらっしゃるということですけど、歯科と産科は別なものであろうと思いますので、それはそこに行くとき受けたいとおっしゃってるかもしれないけど、町内でできるものは、私は、できるだけ町内で対応するというのが、やはり田布施町のあり方かなと思うんです。

今、産科はいろんな設備が、公立病院とか、私立では違いますので、それは、選ぶ方がいろいろいらっしゃるだろうと思いますが、十分、歯科でしたら田布施町で、町内で対応できる。それをわ

ざわざ町外に持っていく必要はないんじゃないかなという思いでありますので、お考えをいただいたらと思います。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ちょっと申しましたが、できるだけ、町内に歯科医の方たくさんいらっしゃるの、ふえております。それでお願いしたいという部分もあるんですが、今の妊産婦の場合は、特に、いろんな形で行った病院で、そこにありやそこでちゅうような、いろんな状況等もあったりするのもあるのかなというの、ちょっとこちらで調査、関係等の調査をしときたいという気がありますんで、もう少しその辺は研究さして、調査さしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。産科が歯医者建てているというような病院はなかなか少ないと思いますんで。ただの歯科というので考えれば、私は町内で十分間に合うというふうに思います。以上。2問目は終わります。

次お尋ねします。奉仕活動等の事故について。

先日、ある集会に出席をいたしました折に、住民の皆さんに町の制度が知られていないということを感じました。

田布施町例規集の中に総合災害防止法規則、あるいは奉仕活動事故見舞金支給条例、こういうものがございまして、見舞金支給があることを知らなかったということで、知っていても、奉仕活動の範ちゅうを住民が判断することではなく、最終的には町長の決裁でしょうから難しい面もあると考えます。

奉仕活動見舞金が22年度、23年度それぞれ1件、支給額10万円となっております。10万円というのは、入院治療なら30日以上、90日未満の治療を要する障害であり、物的損害なら、限度額ということになりますから、決して軽度な事故とは言いがたいと考えます。24年度の見舞金支給、その他、補償等があればお尋ねいたします。

また、奉仕活動に対しての安全確保について、町のほうの指導があれば、あわせてお尋ねします。

○町長（長信 正治君） それじゃ、3点目のお答えをいたします。

町の奉仕活動事故見舞金の状況、制度の周知及び安全についての町の指導はあるかのお尋ねであります。町では、美しいまちづくり推進条例による町内一斉清掃を、また多くのボランティアの参加によりふるさと詩情公園の美化活動等の事業を行っているところでございます。

また、自治会による道路清掃等の美化奉仕活動にも多くの参加者があり、美しいまちづくり、推進されている状況でございます。

しかしながら、この奉仕活動に起因する事故が、平成22年度及び23年度に、各々1件ずつ起きて、見舞金として、奉仕活動事故見舞金条例により、障害の程度に応じた見舞金をそれぞれ10万円ずつ支給しております。平成24年度は、幸いなことに奉仕活動による事故発生はしていません。

次に、見舞金の制度周知につきましては、町広報及びまちづくりのホームページに掲載して周知を図っています。

奉仕活動に対しての安全確保についての町の指導及び他の補償制度につきましては、町内一斉清掃実施時に配布する要領に、事故防止に最善の注意を払うように記載し、事故防止を促しております。

また、町主催の一斉清掃やクリーン作戦等での事故につきましては、町で加入している総合賠償補償保険で対応しております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 住民の皆さんにお知らせする方法としては、大概が広報と

ということになるんですが、なかなか広報というのを読んでおられなかったりとか、気がつかなかったりとか、自分が関係してくるものについては、特に注意を払って目を通すんですけども、そういうものがなかったら、さらっと見てそのまま頭の隅にないってようなこともございますし、なかなか広報ではわかりにくい、また具体的にわかりにくい面もあるんじゃないか。そういうときには問い合わせをすればいいんですけども。

普段が余りかかわりが無いというか、直接どうこうというもんじゃないですから、普段は全く気にしてないですね、こういうものは。で、必要なときにこういう制度があったら、ああよかったなということになるわけです。

そこで、お尋ねをいたしますが、奉仕活動の範ちゅうというのは、どのように考えたらいいんでしょうか。

今、町長がおっしゃった自治会でのそれぞれ班であったり、秋であったり、年2回か3回おやりになってると思うんですけども、自治会として、まとまってやるものもあれば、もう一つ下げて班の中でやるというのものもあるでしょうし、例えば周辺の、周辺と言いますか、四、五人でやるというようなこういう奉仕、奉仕といえば奉仕なんですけれど、そういうのもあろうかと思うんですけども、それをどの範ちゅうまで、どこまでがこういう、このことの対象になるのか。

それと場所指定、町道の法面が大変私どもの周りでしたら、のり面がかなりあるんですよ。そりゃあ、急な場所もございますし、それは落ちたらけがをするような場所もございますが、そういうところは、年に2回くらいの草刈りでは、なかなかきれいにならないですから、それぞれ、みんなが時間を決めてやろうじゃないかと、そういうことになって、それぞれ班でもっと細かくしてらっしゃるところもあろうかと思えます。

それは、けさほども出ておりました、高いところに住んでいたり、低いところに住んでいたり、それぞれ条件が違くと、なかなか理解しがたい面もあるんですけども、そういうところでは、ほんとに山の中のほうに住んでおますと、この町道の整備をするのが大変なんです。二、三人でも、この奉仕の活動見舞金の対象になるのか、その範ちゅうを教えてくださいませんか。

○議長（藤山 巖議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） なかなか、条例を、私も読んでるんですけど、それは、あの、一概に、これってというのは。その辺はある程度ケース・バイ・ケースっていうんですか、それで判断せざるを得ないかなちゅう、これは御理解していただいて。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 理解ができませんけれども、そういう回答では、なかなか理解ができないんですけども。奉仕活動というのは、今、おっしゃったように、いろいろな町道であったり、そういう道路であったり、法面であったり、他の水路もあるのかもしれない。もろもろあるんでしょうけども、それは、町の管轄だから町がというふうにはならないんですか。ただ、二、三人でやるか、10人でやるか、班でやるか、自治会でやれば確実にこれはわかると思うんですけども。さらなる班で、そういう道っていうのは、町の道だから、町道だから、町に関係するものだからっていうところにはいかないですか。

それもケース・バイ・ケースですか。

○議長（藤山 巖議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 条例を、申しわけないんですが、条例の第2条で、共同作業っていうことになっています。それと、集落道等、第1条で、そういう町道だけじゃなくて、集落道等の公共的施設の維持管理、環境美化等というふううたってますから、それは対象になる、その辺御理解いただきたいと思えます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 具体的に申し上げますと、きょうは二、三人でやろうじゃな

いかと、やろうじゃないかという言葉も余りよくないですけど、一緒にやりませんかということで、これもじゃあ、対象になるというふうに考えてもいいですか。

○議長（藤山 巖議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 二、三人というか、やっぱり自治会、そこの自治会、PTAというような、その自治会、その二、三人で勝手にちゅうことは、その辺は、先ほども言いましたけど、一概っていいですか、やっぱり自治会の中の活動としての、班の活動というのは、当然あると思いますけど。

ただ、そういうふうに二、三人でやった場合はその辺がなるかっていうと、その辺はやっぱり、それこそ、さっきも言いましたように、ケース・バイ・ケースといいますか、判断を、あくまでもこれの補償じゃなくて、見舞金という制度ですから、その辺はある程度弾力的に、運用はしていきたいとは思っていますが、これはっていうのは、今ここで御答弁は、ちょっと難しいというようにしていただいて……。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 二、三人という表現が悪いのかも知れませんが、空き家がふえたり住んでいらっしゃる方が高齢化したりということになると、班でやろうじゃないかと言っても、実際には、二、三人しか出られない場合もあるということで、二、三人という表現をしたんですけれども。わかったような、わからないような答えですけれども、そういう奉仕活動というものであれば、いいほうに解釈をして対応してもらえないかなということでもよろしいですかね。

○議長（藤山 巖議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） できるだけ、先ほど言いました見舞金という制度です。補償とは違いますので、できるだけ救ってあげたいという気持ちはございますが、あれもこれもっていうのは、その辺はちょっと御理解いただきたいというふうに……。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。では、なるべくならばそういう届け出っていうか、班長が、自治会長が了承してるような場合っていうのはまた変わってくるのかなという思いもいたしますけれども。

言いましたように、大変なんです、町道の法面刈るの。そういうことも将来考えて、先々高齢化とともに考えていただいたら、余り斜面のきついようなところを、危ないようなところを刈ることも少なくなるのかなというふうに考えております。

奉仕活動ですから、あくまでもボランティア、そういうどこからか補助が出てるといものではないということですね。

○議長（藤山 巖議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） そういう御理解で。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。次の質問に行きます。

介護保険についてでございます。

介護保険法が改定をされまして、1年が過ぎました。保険料の引き上げ、生活援助の改定など、介護サービスの削減と負担増になっております。昨年4月から始まった24時間地域巡回サービスを実施する自治体が少なく、厚労省の見通し通りに普及せず、特に町村での実施がほとんどないということです。

介護保険は、在宅介護や施設入所のサービスを選ぶことができるはずですが、事業者がないとか、入所施設が満床など、希望するサービスが受けられない状況もございます。

先日から、有料老人ホームの広告を目にしますが、月額10万円前後必要でございます。国民年金

の収入では、入所は厳しいかなど、こういう状況にあらうかと思います。国は新年度予算では、安心して質の高い介護サービスの確保を図るそうですが、一方では、要支援者に対する予防給付の見直し、一定所得以上の利用者の負担のあり方、介護施設の在宅への移行などなど、制度の見直しを図るとし、このような検討事項を挙げました。

このような中で、町長は介護保険の充実はどう対応されますか。お尋ねをいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、4回目の介護保険についてお答えを申し上げます。

国は、平成24年度の介護保険事業の目玉として、要介護の高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、24時間対応する定期巡回、随時対応サービスの展開を打ち出しています。当初は、国は24年度末でサービスを提供する自治体や広域連合を、全体の12%に当たる189自治体と見込んでいましたが、実際に提供されたのは、7.6%の120自治体にとどまっております。昨年度末、山口県内でサービスを実施しているのは、下関市の1事業者のみであります。

このサービスは、人口が多く効率的に巡回が可能な都市部では広がりを見せますが、一方人口の少ない市町村ではほとんど実施されてないのが現状であります。

その要因として、田舎では要介護者や家族や夜間に他人を家に上げることを敬遠する傾向が強く、また在宅介護より施設介護の指向が強い傾向にあります。さらに、利用者負担を軽減する目的で利用料が定額制にされているため、サービス事業所の対応が消極的であることと考えられます。

こうした状況を踏まえ、国ではアンケート調査の結果を分析し、次の介護報酬改定に向けて、支援策を検討されているようであります。

このように全国的に見ましても、実施例の数がない同サービスが町内で提供されるためには、サービスを希望する方がふえ、またサービスの公定価格の見直し等、サービス事業者が参入しやすい環境が整う必要があります。

今後、事業者が参入しやすいような環境づくりができるのか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 需用があれば、ということにならうかと思えますけれども、たった一人でもそういう方があれば、やはり町も考えていかなきゃいけないんじゃないかなど。これが町の役割だと思いますので。他がやっていないからとか、農村は難しいからというのでは、実際に介護保険が安心できない、安心して介護保険を受けられないと、保険料だけよという、まさに保険あって介護なしという方向にならうかと思えますので、いろいろなサービスについては、やはり町がそういう受け皿についても積極的に考えていただきたいと、このように思います。

今、いろいろな国のほうで、全国的に言われている、先日のニュースで見ましたけど、サービス付高齢者住宅というのがございまして、それについて、国は特養と同じように住所地特例っていうのを考えてるということでしたけど。

今、田布施町にこういうサービス付高齢者住宅というようなものができるような可能性はあるんですか。ございませんか。

○議長（藤山 巖議員） 猪股健康保険課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） サービス付高齢者住宅っていうのは、ちょっと今、聞いておりませんが、ただ、今、有料老人ホーム、それについては、これは、住所地特例が使われる施設として3施設が今、計画されていますし、建設されております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 実際問題として、有料老人ホームは、はじめに言いましたように、国民年金での入所は難しいでしょ。可能性として、国民年金で入所できる可能性というのは、どういうことがございますか。

- 議長（藤山 巖議員） 猪股健康保険課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） 年金額にもよると思いますけど、国民年金だけでしたら、軽費老人ホームというのが該当するものではないかと考えております。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） そうですよ、安心できると言ったら、国民年金でも利用できるそういう施設、介護保険、こういうものでないとなかなか介護保険料払っても、安心して介護が受けられないということになるんですけど。今、国が、さっき言いました、町長もおっしゃったんですけども、幾つか見直しを出してますよね。この見直しをしますと、田布施町はもしこれが通ってしまうと、今まで、ずっと前から国はこのことを言っていたんですけども、何項目かございましたね。5つ、6つございましたね。それをもし、ほんとに実施されると、田布施町ではどのような影響がございますか。
- 議長（藤山 巖議員） 猪股健康保険課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） 今、大きな要点としましては、先ほど、議員が言われましたように、要支援の対象になっていらっしゃる方については、介護保険制度から除外というのが、検討される予定です。そうなりますと、やはり、介護保険給付については、減ってくるかもしれませんが、そういう対象者については、町としてどういう対応していかなければいけないかというのは、今後やはり検討していく必要があると認識しています。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） そうなりますと、町もなかなか大変ですので、国がこういうことをやらないようにという働きかけをすることも大事じゃないでしょうか。
- 議長（藤山 巖議員） 猪股健康保険課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） 言われるように、町としても関係団体等、協議しながら、そういう情報を進めていきたいと思っております。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） 国が、悪いほうに、悪いほうにというのは田布施町民が不利益を被るようないろいろな改定をする、改正をする、改正じゃないんですけど、変えていくのであれば、やはりそこは、こういうことはしてほしくないというのは、やっぱりそれぞれ言っていかなきゃいけない。よりよい、介護保険制度を目指していかなきゃいけない。第一、これは在宅介護というのが、そもそもの始まりですから、そこにもっていけば24時間というのにも必要になる。どなたか、そういう要望があれば、やはり町も考えていかなきゃいけない。今から、そういう国の見直しやなんかに対しても、もしわかれば、また、教えていただきたいと思っております。この介護保険の質問終わります。
- 次に、教育長に、学校給食のアレルギー対応についてお尋ねいたします。
- 東京都で、昨年12月に学校給食のアレルギー物質の含んだ食物を食べて死亡するという事故が起きました。2月12日のNHKテレビクローズアップ現代で、学校給食のアレルギー事故について放送してございました。アレルギー物質を含んだ食材を食べて、ショックを起こす事故が全国で続発しているということでございました。
- 国は5年前にアレルギー対応のガイドラインを全校配布しましたが、それ以降もアレルギー事故がふえ続けているということでございます。文科省は、昨年12月の死亡事故を受け、本年度対策の見直しに乗り出したということですが、本町におきまして、学校給食のアレルギー対策も含め、安全・安心に食育の充実を本町では図っていらっしゃると思っておりますけれども、アレルギー対応、どうなっておりますか。お尋ねをいたします。
- 議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、本町の学校給食でのアレルギーへの対

応についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、平成24年12月に東京都の小学校で給食終了後に、アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという、児童が亡くなるという事故があったことは、重大な事件だというように捉えておきまして、本町につきましても、その取り組みについて、各種対応が考えられるわけですが、まず個々の児童生徒について、症状等の特徴を正しく把握することが第一だというふうに考えました。

これに対して、本町につきましても、小学校新1年生については、前年12月の1日入学時に、また、それ以外の児童生徒につきましても、毎年4月に食物アレルギーに関する調査を行い、アレルギー疾患のある児童生徒の詳しい状況を把握しているところです。

症状について、状況につきましても、平成25年度におきまして、小学校5校では71名、中学校では27名、計98名の対象児童生徒を把握しております。

対応といたしましては、学校給食センターでは使用材料、食物アレルギーの原因食品を記載した学校給食献立表を保護者全員に配布し、さらにアレルギーのある児童生徒の中で、希望する保護者には、アレルギー物質を含む食品表示献立表、これを事前に配布いたしております。本年度、これにつきましては、29名が希望いたしております。

また、小麦、乳製品のアレルギーを持つ児童生徒で、学校保護者からの申し出があった場合は、パン、牛乳をとめるという対応を行っております。現在、パンは4名、牛乳は14名、食しておりません。また、この状況は保護者、学校あるいは学校教育課、学校給食センター、4者でしっかり共有することにしております。

次に、学校における対応にいたしましても、先ほどの食物アレルギーに関することはもちろん、日々の体とか心の悩み、これは体調の異変等が常にありますので、そういったものを児童生徒ともに共有できるように、小中学校とも毎朝、健康観察を実施しております。

学校給食に関して、具体的には保護者による代替食品の持参を認めたり、日々保護者の申し出を受けて、担任教諭が原因食品を除去して食べるよう指導したりする等の対応を行っているところです。

さらに、学期に1回は全ての児童生徒に対して、教職員と児童生徒が1対1で教育相談あるいはいろんな相談とかできるような、状況把握に的確に努めるような、そういう施策もしております。

最後に、教育委員会といたしましては、今年度改めて校内体制の再確認、これは教職員の基礎知識を充実させる、あるいは対応の充実といったものですが、それを行うとともに、地道な情報収集あるいは個々の児童生徒の状況に応じた万全の対策で対応に努めるよう指示いたしております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 教育長がおっしゃったように、その子供の体調でアレルギーが出たり出なかったり、重症になったりというようなことが新聞にございまして、なるほどな、なかなか大変だな、給食対応大変だなというふうに思いました。

そこで、乳幼児時期に発生した場合の子供は、9割は小学校の入学までに原因食材を食べられるようになるというんですけれども、ただその、いろんな家庭の中でアレルギーと思いついでいるっていうのもあるというんですが、そういう検査とかは親に勧められたりというのはあるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは特に最近、今、先ほど議員さんおっしゃったように、今まではアレルギーが幼児の時期にあれば、それに対して対応しておりましたが、最近になって、今この間の例のアナフィラキシーというように、幼児のときに1回かかって、次にまたなると、さらにひどいような、いわゆる重複合併を起こしてしまうというようなことがあって、我々もちょっと緊張感持ってやっております。

現実に、田布施中学校なんかは、今週ですか、あす、あさってぐらいにもアレルギーの研修を児童生徒にやるということで、また、県のそういったのも出ておりますが、今言われたように、日々子供たちの体調が変わるし、それから、今おっしゃったようなことがありますので、危機感持ちながら、まずは情報収集ということが1点と。

もう一つは、もちろん徹底もありますが、子供たちが十分、自分たちが身を守るような、そういった知識もつけていかなきゃいけないということで、まだ全部これがやれているわけじゃありませんので、特に教職員の研修とか、児童生徒へのそういった自立心を高めていくこととか、そういったことを中心に今後取り組んでいきたいと考えておりますが、現状のいわゆる行政施策としては、今申し上げたような最善の対応はとっているところでございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） よくわかりました。国立病院機構相模原病院のアレルギー性疾患研究部長で釣木澤先生という方がおっしゃっている記事が、5月29日の毎日新聞に載っておりまして、親のほうが、子供はそんなに思わないのかもしれませんが、アレルギーと思いつ込んでという親もいるということで、そういうことがあると、どうしても、重症の子供に注意する妨げになるというようなことをおっしゃっています。それで、食物アレルギーは、最低1年に一度は専門医を受診することが非常に大事ですとおっしゃってるんで、やっぱりそういうことももしアレルギーを持ってる子供には必要なかなと思って、そういう検査をされてるんですかというようなこともお尋ねしたいんですけど。万全な体制をとられて、学校給食が行われていると思って、安心をしましたので、これからも十分注意していただきたいと思います。

質問終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） ここで、暫時休憩をいたします。再開を2時45分といたします。
午後2時36分休憩

午後2時45分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5. 議案第27号

日程第6. 議案第28号

日程第7. 議案第29号

日程第8. 議案第30号

日程第9. 議案第31号

○議長（藤山 巖議員） 日程第5、議案第27号専決処分の承認について（田布施町条例の一部を改正する条例）から日程第9、議案第31号平成25年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてまで、5件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、提出議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第27号から議案第29号までの3件は、平成25年3月29日に地方税法等の一部改正する法律が成立し、同年4月1日付にて施行されたことに伴い、地方自治法第179条の規定により、専決処分をいたしました、田布施町税条例、田布施町都市計画税条例、田布施町国民健康保険税条例の一部改正について、承認をお願いするものであります。

まず、議案第27号は、田布施町税条例の一部を改正する条例であります。

主な改正点につきましては、町民税において、消費税が平成26年4月1日より8%、平成27年10月1日より10%へと引き上げられることに伴い、その影響を緩和する観点から、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額を住民税より控除する限度額について、現在の9万7,500円から、最高13万6,500円に引き上げ、期間を平成29年12月末入居者まで延長するものであります。

次に、延滞金等についてですが、国税の見直しにより、地方税の延滞金、還付加算金の利率の引き下げが行われました。延滞金は現在、本則で14.6%、還付加算金は現行の特例で4.3%と規定しておりますが、今回の改正により、延滞金が特例基準割合プラス7.3%、還付加算金が特例基準割合となります。なお、特例基準割合とは、国内銀行の貸出約定平均金利の1年間の平均に1%プラスしたものととなります。今回、これらの改正に伴い、条文整理を行うものであります。

議案第28号の都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴う条文整理であります。

議案第29号の田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、地方税法の一部改正に伴うものであり、国民健康保険税の軽減判定において、後期高齢者医療被保険者への移行した特定同一世帯所属者として、判定基準額の算定に含めることができる特例措置の適用を恒久化するものであります。

また、同一世帯のものが後期高齢者医療被保険者に移行することにより、国民健康保険単身世帯になる者に対して、平等割額を5年間2分の1とする軽減措置に加え、その後3年間4分の1の軽減措置を行うものであります。

議案第30号は、地方自治法179条の規定により、専決処分をいたしました、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第1号）であり、内容は、6月27日投開票となりました海区漁業調整委員会委員の補欠に伴う選挙費であります。歳入歳出それぞれ79万4千円を追加し、予算総額を53億9,479万4千円としております。

議案第31号は、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、歳入であります。県補助金に緊急雇用創出臨時特例基金事業、離島の定住交流サポート事業、町債に繰上償還借換債を追加計上しております。

次に、歳出ですが、総務費は年度末の職員の追加退職に伴う臨時職員補充に係る賃金等の計上及び選挙に係る備品購入費の計上であります。

民生費には、大波野老人作業所の修繕料等を計上しております。

商工費につきましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業として観光客案内事業委託料を、また、離島の定住交流サポート事業として、のんびらんど・うましまの焼却炉更新に係る備品購入費等を計上しております。観光案内事業は全額、焼却炉の更新は2分の1の額について、県補助を財源としております。

次に、公債費の補正であります。平成14年度に発行した臨時財政対策債が利率見直しの時期を迎え、検討した結果、南すおう農業協同組合から西京銀行へ借り換えを行うこととし、繰上償還金等を計上したものであります。

以上により歳入歳出それぞれ1億1,747万9千円を増額し、予算総額を55億1,227万3千円とするものであります。

なお、町有林経営委託事業につきまして、山口県東部森林組合と複数年契約を締結することから、今回地方自治法第214条の規定により債務負担行為を計上しております。限度額につきましては、契約に予定する森林法第11条に規定する「森林経営計画に基づく委託事項の実施に要する額」としてあります。

以上、本日御提案申し上げました議案5件につきまして、その概要を説明しましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決い

ただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第28号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第29号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第30号、質疑ありませんか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 議案の30号、31号一般会計の補正予算、1号、2号、これは分けてあるの、何か理由があるん。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 海区の女性委員の方が1名、急遽お亡くなりになられまして、海区の調整委員の補欠選挙が6月の11日告示で、期日前投票も始まりますし、投票用紙とか、基本的な経費がかかりますもんですから専決処分で、させていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 30号は専決処分やった。

○総務課長（東 浩二君） はい。

○議員（5番 林山 健二議員） わかりました。

○議長（藤山 巖議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号から議案第31号までの5件は、会議規則第39条1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

日程第10. 陳情第2号

日程第11. 陳情第3号

○議長（藤山 巖議員） 日程第10、陳情第2号、陳情書 町道助政線の拡幅改良に関する陳情について、及び日程第11、陳情第3号、陳情書 にこにこパーク・小行司の屋外トイレ新設についてを議題とします。

陳情第2号及び陳情第3号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、経済厚生委員会に付託します。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、本日の日程は全部終了をしました。

（ベル）

午後2時59分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 石 田 修 一

署名議員 畠 中 孝

議事日程(第2号)

平成25年6月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第31号の訂正
日程第3 議案第27号
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例) (委員長報告)
日程第4 議案第28号
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
(委員長報告)
日程第5 議案第29号
専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(委員長報告)
日程第6 議案第30号
専決処分の承認について(平成25年度田布施町一般会計補正予算(第1号))
(委員長報告)
日程第7 陳情第3号
陳情書 にこにこパーク・小行司の屋外トイレ新設について (委員長報告)
日程第8 議案第32号
名誉町民選定の同意について
日程第9 議案第33号
田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第10 閉会中の継続審査について
日程第11 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第31号の訂正
追加日程 議案第31号
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)
日程第3 議案第27号
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例) (委員長報告)
日程第4 議案第28号
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
(委員長報告)
日程第5 議案第29号
専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(委員長報告)

- 日程第6 議案第30号
専決処分の承認について(平成25年度田布施町一般会計補正予算(第1号))
(委員長報告)
- 日程第7 陳情第3号
陳情書 にここパーク・小行司の屋外トイレ新設について (委員長報告)
- 日程第8 議案第32号
名誉町民選定の同意について
- 日程第9 議案第33号
田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 閉会中の継続審査について
- 日程第11 議員派遣について

出席議員(13名)

1番	清神 清議員	2番	河内 賀寿議員
3番	松田規久夫議員	4番	木本 睦博議員
5番	林山 健二議員	6番	高川 喜彦議員
7番	畠中 孝議員	8番	石田 修一議員
9番	西本 篤史議員	10番	谷村 善彦議員
11番	瀬石 公夫議員	12番	國永美恵子議員
13番	藤山 巖議員		

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田 正美君	書記	松原 唯行君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	経済課長	落合 祥二君
税務課長	岡本 正君	町民福祉課長	河村 五男君
建設課長	川添 俊樹君	会計室長	大島 克己君

健康保険課長	猪股 勝美君	学校教育課長	水田 貴之君
社会教育課長	岡本 憲一君	収納対策室長	宮尾 秀紀君
建設課技幹	鳥上 清史君		

午前9時00分開会

(ベル)

○議長(藤山 巖議員) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(藤山 巖議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、西本篤史議員を指名します。

日程第2. 議案第31号の訂正

○議長(藤山 巖議員) 日程第2、議案第31号の訂正を議題とします。

議案第31号、平成25年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定についての訂正について、6月14日をもってお手元に配付のとおり訂正したい旨の請求がありました。

町長から議案第31号の訂正の理由の説明を求めます。長信町長。

○町長(長信 正治君) それでは、議案の訂正について御説明申し上げます。

訂正をお願いいたしますのは、議案第31号の平成25年度田布施町一般会計補正予算(第2号)の、町有林経営委託事業に係る平成26年度から29年度までの4年間の債務負担行為の限度額についてであります。

6月13日に、経済厚生委員会の審査におきまして、限度額として具体的な金額が記載されてなかったことから厳しく御指摘をいただきました。こうした同委員会での審査の経過及び採決の内容を重く受けとめさせていただき、同事業に係る限度額の算定を経済課長に指示いたしました。その結果、町有林経営委託先である東部森林組合と4年間の事業費の合計を1,320万円とする協議が整いましたので、限度額を1,320万円とさせていただくため、急ではありましたが、6月14日付で議長宛てに議案の訂正をお願いしたものであります。

こうした経緯から、経済厚生委員会の委員各位には採決の後に議案の訂正という形で限度額を示すことになりまして大変申しわけなく思っております。今後、こうしたことのないよう執行部一同、十分気をつけてまいりますので、議員の皆さま方には何とぞ御理解をいただき、議案の訂正の許可をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(藤山 巖議員) これで訂正事項の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。木本議員。

○議員(4番 木本 睦博議員) 今回の議案31号で、経済厚生委員長としてお聞きしますが、経済厚生委員の皆さんにも、議員の皆さんにも、大変執行部のドタバタ劇を()、こう思ったりします。町長も否決されたから、()に議案を出されたのかわかりませんが、今後、二度とこういうことのないように町長、この点について、もう一言お願いいたします。

○議長(藤山 巖議員) 長信町長。

○町長(長信 正治君) 協議会でもお話し申し上げましたように、委員長を初め委員の皆さんには大変御迷惑かけました。長時間にわたって審査いただき、その結果こういう経緯になったということ。今後、二度とこういうことのないように、執行部も、しっかりとこの辺、一丸となって対応してまいり

ます。委員長さんにおかれましては、大変な御苦勞をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、委員の皆さんにも大変な御提言、御指示をいただきましたこと深く受けとめてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） ほかにありませんか。ちょっと私のほうから一言申し上げますが、質疑で質問のある方は、前にマイクございますから、十分これを活用してください。お願いしておきます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） それでは質疑なしと認めます。

これから、議案第31号の訂正を採決します。議案第31号の訂正を許可することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第31号の訂正を許可することに決定しました。

ここで、議案第31号の委員会審査の為、暫時休憩します。なお、休憩中に最初に経済厚生委員会、それが終わり次第、総務文教委員会が議員控室で開催されますので、議員の皆さまは御集合をいただきたいと存じます。再開は、この両委員会終了次第とさせていただきます。

午前9時05分休憩

.....
午前9時41分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程. 議案第31号

○議長（藤山 巖議員） お諮りします。議案第31号、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についての委員会審査報告書が提出されましたので、議案第31号を日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。議案第31号、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程、議案第31号、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを議題にします。

総務文教委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。畠中総務文教委員長。

○総務文教委員長（畠中 孝議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において当委員会に付託され、本日議案の訂正が許可されました議案第31号、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について、6月17日及び本日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

経済厚生委員長から予備審査の報告を受けた後、審査を行いました。執行部に説明を求め、質疑、討論、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第27号

日程第4. 議案第28号

日程第5. 議案第29号

日程第6. 議案第30号

日程第7. 陳情第3号

○議長（藤山 巖議員） 日程第3、議案第27号、専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）から日程第7、陳情第3号、陳情書にこにこパーク・小行司の屋外トイレ新設についてまで5件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。畠中総務文教委員長。

○総務文教委員長（畠中 孝議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第27号、議案第28号及び議案第30号について6月17日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案3件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第29号及び陳情第3号について6月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案1件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第29号につきましては賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、陳情第3号につきましては、お手元に配付の審査報告書のとおり採択するものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は5件を一括して行います。議案第27号から陳情第3号まで討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号、専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）及び議案第28号、専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）まで2件を一括採決します。

本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第27号及び議案第28号までの2件は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第29号、専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第30号、専決処分の承認について（平成25年度田布施町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、陳情第3号、陳情書にこにこパーク・小行司の屋外トイレ新設についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第8. 議案第32号

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第8、議案第32号、名誉町民選定の同意についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案第32号は、大晃機械工業株式会社名誉顧問、故木村貞明氏を名誉町民に推戴申し上げたく、田布施町名誉町民条例第3条の規定により、町議会の同意をお願いするものであります。

田布施町では、これまで4名の方を名誉町民に推戴しております。木村貞明氏は、田布施町議会議員時代に田布施町工場誘致第1号として大晃機械工業の設置に尽力され、昭和33年の社長就任以来、同社を日本屈指の船舶・陸上用ポンプメーカーに成長させられるとともに、早くから中国、韓国、台湾との経済交流や文化交流にも力を注がれてきました。また、田布施町の産業振興にも多大な功績を残された偉大な先覚者であります。昭和62年に海事関係事業功勞により黄綬褒章を受賞され、田布施町では合併20周年記念式典以降、節目の年ごとに表彰や感謝状をお贈りしております。同氏は郷土の誇りであり、お亡くなりになった時期に名誉町民の称号を差し上げたいと考えます。

何とぞ御同意をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第32号、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第32号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号、名誉町民選定の同意について採決します。

本件は原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり同意されました。

日程第9. 議案第33号

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第9、議案第33号、田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日追加上程いたしました議案第33号は、平成25年3月31日付で専決処分いたしました田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、特定継続世帯の国民健康保険税の平等割額の軽減措置を4分の1とし、3年間措置期間を延長することに伴う2割軽減世帯における規定が漏れておりましたので、これを追加しようとするものであります。なお、この条例は平成25年4月1日適用といたしております。

専決処分の御審議を煩わせることになり大変申しわけなく思っております。今後、こうしたことのないよう十分気をつけてまいりますので、どうぞよろしく御審議賜り議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の経済厚生委員会に付託します。

ここで、議案第33号の委員会審査のため、暫時休憩します。なお、休憩中に経済厚生委員会が議員控室で開催されますので、議員の皆さん方は御参集をいただきたいと存じます。

再開は、この委員会終了次第とすることにいたします。よろしく願います。

午前 9時56分休憩

.....
午前10時08分再開

○議長（藤山 巖議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号、田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員会審査報告書が提出されましたので、経済厚生委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。本日の本会議において当委員会に付託されました議案第33号について審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全会一致で原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（藤山 巖議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号、田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 閉会中の継続審査について

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第10、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、陳情第1号、陳情書 選挙広報の条例化に関する陳情について、及び経済厚生委員長より陳情第2号、陳情書 町道助政線の拡幅改良に関する陳情について、閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11. 議員派遣について

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣についてのとおり、議員を派遣したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に一任されたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に一任されました。

○議長（藤山 巖議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。平成25年度第3回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前10時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 谷 村 善 彦

署名議員 西 本 篤 史